

## 「新・総合特別事業計画」に関連する参考資料

|                                                                                                                         |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (1) 総合特別事業計画策定後の動き.....                                                                                                 | 3   |
| ①「総合特別事業計画」策定後の取り組み.....                                                                                                | 4   |
| ②再生への経営方針（平成 24 年 11 月 7 日発表）.....                                                                                      | 33  |
| ③改革集中実施アクションプラン（平成 24 年 11 月 7 日発表）.....                                                                                | 35  |
| ④「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）.....                                                                      | 48  |
| (2) 迅速かつ適切な賠償に向けた取り組み.....                                                                                              | 73  |
| ①新・総特におけるポイント.....                                                                                                      | 74  |
| ②東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等<br>に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）の概要（平<br>成 25 年 12 月 26 日原子力損害賠償紛争審査会）..... | 76  |
| (3) 福島復興に向けた取り組み.....                                                                                                   | 77  |
| ①新・総特におけるポイント.....                                                                                                      | 78  |
| ②福島復興へ向けた取り組み（平成 25 年 12 月 26 日発表）.....                                                                                 | 81  |
| (4) 事故炉の安全収束・廃炉と原子力安全への取り組み.....                                                                                        | 115 |
| ①新・総特におけるポイント.....                                                                                                      | 116 |
| ②原子力安全改革プラン（平成 25 年 3 月 29 日発表）.....                                                                                    | 120 |
| ③東京電力(株)福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロード<br>マップのポイントとスケジュール（平成 25 年 6 月 27 日発表）.....                                   | 131 |
| ④「汚染水・タンク対策本部の設置」について（平成 25 年 8 月 26 日発表）.....                                                                          | 141 |
| ⑤福島第一原子力発電所の緊急安全対策（平成 25 年 11 月 8 日発表）.....                                                                             | 145 |
| ⑥東京電力(株)福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策（平成<br>25 年 12 月 20 日原子力災害対策本部決定）.....                                            | 149 |
| (5) 事業運営に関する取り組み.....                                                                                                   | 157 |
| ①新・総特におけるポイント.....                                                                                                      | 158 |
| (6) 需給と収支の見通し.....                                                                                                      | 173 |
| ①新・総特におけるポイント.....                                                                                                      | 174 |
| ②収支の見通し.....                                                                                                            | 177 |

※本参考資料は、原子力損害賠償支援機構法に基づく主務大臣の認定の対象ではない。





## **（１）総合特別事業計画策定後の動き**

---

## 「総合特別事業計画」策定後の取り組み

---

2014 年 1 月 15 日  
東京電力株式会社

---

---

### 目次

---

1

|                                    |    |                        |    |
|------------------------------------|----|------------------------|----|
| 1. 原子力損害の状況                        | 2  | 4. 事業改革                | 38 |
| 1-1. 安定化・廃炉                        |    | 4-1. ビジネス・アライアンス       |    |
| 1-2. 汚染水対策                         |    | 4-2. 燃料コストの戦略的削減       |    |
| 1-3. 原子力改革の進捗状況                    |    | 4-3. 送配電部門の中立化・透明化     |    |
| 1-4. 柏崎刈羽原子力発電所における<br>新規制基準への適合申請 |    | 4-4. スマートメーターの導入       |    |
| 2. 損害賠償の迅速かつ適切な実施の<br>ための方策        | 16 | 4-5. 小売部門における新たな事業展開   |    |
| 2-1. 原子力損害の賠償                      |    | 4-6. 委員会設置会社への移行       |    |
| 2-2. 福島復興に向けて                      |    | 4-7. 社内カンパニー制          |    |
| 3. 経営の合理化のための方策                    | 32 | 5. 財務基盤の強化             | 53 |
| 3-1. コスト削減                         |    | 5-1. 財務基盤の強化           |    |
| 3-2. 資産売却                          |    | 5-2. 2012年度夏期の需給実績について |    |

---

## 1-1-①. 安定化・廃炉〔中長期ロードマップの改訂〕

- 政府は、研究体制の強化、現場作業・研究開発の一体管理を図るため、原子力災害対策本部内に東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議を設置。2013年6月27日、中長期ロードマップを改訂。
- これに基づき、東電は、関係機関と連携し、廃止措置に向けた現場作業や研究開発を推進。

## ロードマップ改訂の主要ポイント

1. 号機毎の状況を踏まえたスケジュールの検討
  - 初号機の燃料デブリ取り出し開始目標の前倒しを検討(最速ケースで2021年12月から約1年半前倒し)。これを踏まえた研究開発計画の見直し等
  - 燃料及び燃料デブリ取り出しについて、複数プランを用意
2. 地元をはじめとした国民各層とのコミュニケーションの強化
  - 「廃炉対策推進会議福島評議会(仮称)」の設置。一層緊密な情報提供と廃炉の進め方等についての意見の聴取等
3. 国際的な叡智を結集する体制の本格整備
  - 国際廃炉エキスパートグループの設置等

## 号機別スケジュール

|                | 燃料取り出し                | 燃料デブリ取り出し             |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| 改訂前(初号機)       | 2013年12月              | 2021年12月              |
| 1号機<br>(最速プラン) | 2017年度下半期             | 2020年度上半期<br>(1年半前倒し) |
| 2号機<br>(最速プラン) | 2017年度下半期             | 2020年度上半期<br>(1年半前倒し) |
| 3号機<br>(最速プラン) | 2015年度上半期             | 2021年度下半期             |
| 4号機            | 2013年11月<br>(1か月半前倒し) | —                     |

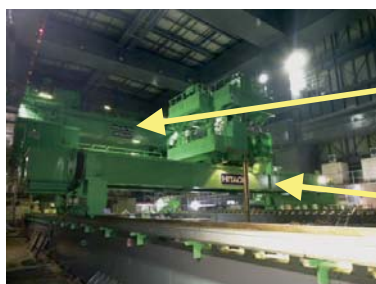
## ロードマップ期間区分

- 第1期：ステップ2完了～初号機の使用済燃料プール内の燃料取り出し開始まで  
 第2期：第1期終了～初号機の燃料デブリ取り出し開始まで  
 第3期：第2期終了～廃止措置終了まで

## 1-1-②. 安定化・廃炉〔使用済燃料プールからの燃料取り出し等〕

- 2013年11月18日、4号機使用済燃料プールから燃料取り出しを開始、2014年末の取り出し完了を目指す。中長期ロードマップにおける第2期へ移行。
- 3号機は、2013年10月に原子炉建屋上部のガレキ撤去完了。線量低減対策を開始。

4号機



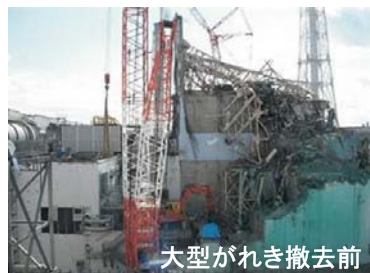
燃料取り出し用カバー

天井クレーン  
※原子炉建屋に荷重がかからない構造

燃料取扱機



3号機



大型がれき撤去前

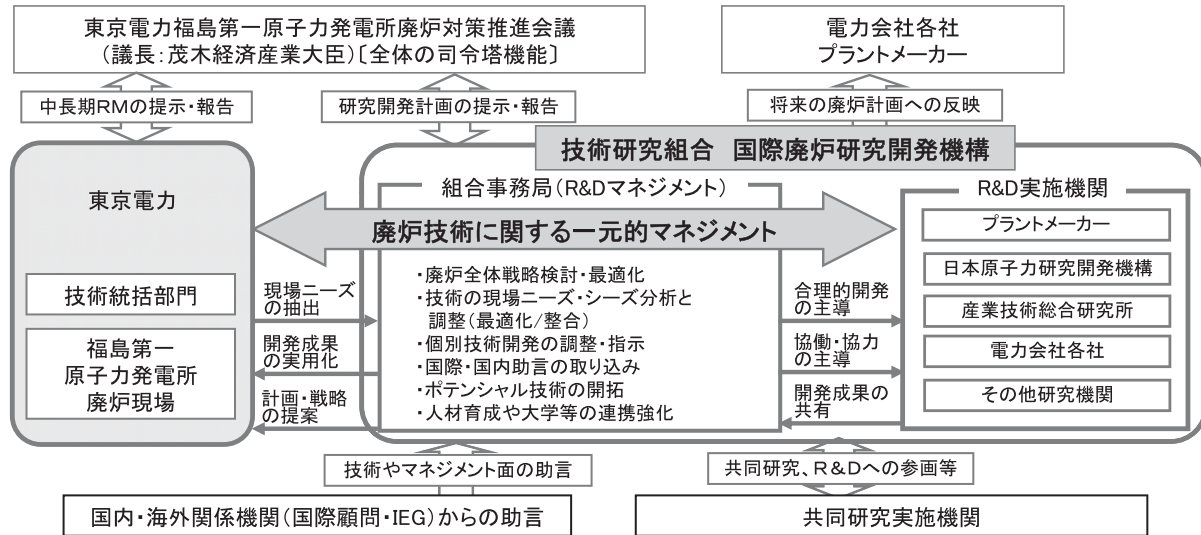


大型がれき撤去後

※現在、燃料取り出し用カバーや燃料取扱設備の設置作業に向けた線量低減対策(除染・遮へい)を実施中。また、2013年12月に使用済燃料プール内のガレキ撤去を開始。

## 1-1-③. 安定化・廃炉〔国際廃炉研究開発機構の設立〕

- プラントメーカーや日本原子力研究開発機構、産業技術総合研究所、電力各社等により構成され、研究開発を一元的にマネジメントする「国際廃炉研究開発機構（IRID）」を設立。
- 国際顧問の登用や国際エキスパートグループ（IEG）により国内外の知見・経験を取り込む。



## 1-1-④. 安定化・廃炉〔特定原子力施設に係る実施計画〕

- 2012年11月7日、原子力規制委員会から、福島第一原子力発電所の原子炉施設が「特定原子力施設」に指定され、「措置を講ずべき事項」に基づく「実施計画」の提出を求められた。
- 東電は、同年12月7日に同計画を提出し、2013年8月14日に認可された。

## 「実施計画」の構成

- I. 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価
- II. 特定原子力施設の設計、設備
- III. 特定原子力施設の保安
- IV. 特定核燃料物質の防護
- V. 燃料デブリの取り出し・廃炉
- VI. 実施計画の実施に関する理解促進
- VII. 実施計画に係る検査の受検

## 「実施計画」の元となる文書

- 1～4号機の工程：中長期ロードマップ
- 1～4号機：施設運営計画、信頼性向上対策  
5・6号機：設置許可、工事計画
- 保安規定
- 核物質防護規定

・特定原子力施設に関する保安または特定核燃料物質の防護のための措置を可能な限り具体化  
・これまでの規制における許認可文書、保安院指示文書対応文書、中長期ロードマップを元に作成

## 1-2-①. 汚染水対策〔当社における体制の整備・安全対策〕

- 東電は、2013年8月26日、汚染水の海への流出やタンクからの汚染水漏えい等、深刻化する汚染水問題を受け、社長直轄の「汚染水・タンク対策本部」を設置。
- 同年11月8日、対策の加速化・信頼性向上のため「緊急安全対策」を策定し、ハード面・ソフト面の対策及び現場のモチベーション向上策など総合的な対策を迅速かつ着実に実施。

|                                 |                                                                                                                                                     |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 労働環境を抜本的に改善し、現場作業の加速化と信頼性を向上 | ▶ サイト内除染(被ばく線量の低減、全面マスク省略エリアの拡大)<br>▶ 新事務棟や大型休憩所の設置<br>▶ 設計上の作業員労務費割増分の増額 等                                                                         |
| 2. マネジメントの改善と体制の強化による安全と品質の確保   | ▶ 原子力・立地本部長の下に、安全・品質管理部門を統括する「安全品質担当」の設置<br>▶ 社内外総動員体制による対策要員の増強(220名増) 等                                                                           |
| 3. 設備の恒久化対策による設備信頼性の向上          | ▶ 新中央監視室の設置、電源設備のリプレイス、構内インフラ整備 等                                                                                                                   |
| 4. 汚染水の適切な管理                    | ▶ 汚染水漏えい原因を踏まえた同型タンクへの優先的な設備対策、パトロール強化の継続<br>▶ タンク堰からの溢水防止や堰内への雨水流入抑制等の雨水対策の実施<br>▶ タンク大型化などによる貯蔵容量拡大、信頼性の高い溶接型タンクへのリプレイス、多核種除去設備(ALPS)の増強等の対策の実施 等 |

## 1-2-②. 汚染水対策〔政府における体制の整備・安全対策〕

- 政府は、2013年9月3日、原子力災害対策本部の下、官房長官を議長とする「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」を設置し、政府が総力を挙げて対策を実施する体制を整備。
- 同年12月20日、原子力災害対策本部は汚染水問題に対する予防的・重層的な追加対策を決定。

| ①汚染源を「取り除く」                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ②汚染源に水を「近づけない」                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ③汚染水を「漏らさない」                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>これまでの主な対策:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレンチ内の汚染水のくみ上げ・閉塞</li> <li>・ 多核種除去設備(ALPS)による汚染水浄化</li> <li>・ 国費によるより高性能な多核種除去設備 等</li> </ul> <p>主な追加対策:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 多核種除去設備の増設</li> <li>✓ タンク漏えい水対策(土壌中のストロンチウム捕集)</li> <li>✓ 港湾内の海水の浄化 等</li> </ul> | <p>これまでの主な対策:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水バイパス</li> <li>・ 建屋近傍の井戸(サブドレン)での汲上げ</li> <li>・ 国費による凍土方式の陸側遮水壁</li> <li>・ 建屋海側の舗装 等</li> </ul> <p>主な追加対策:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「広域的な舗装(表面遮水)」または「追加的な遮水とその内側の舗装」</li> <li>※ 地表面の除染等の線量低減も考慮</li> <li>✓ タンク天板への雨どいの設置</li> </ul> | <p>これまでの主な対策:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水ガラスによる地盤改良</li> <li>・ 海側遮水壁</li> <li>・ タンクの増設(ボルト締め型タンクからの溶接型タンクへのリプレイス) 等</li> </ul> <p>主な追加対策:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 溶接型タンクの設置加速</li> <li>✓ 大規模津波対策(建屋防水扉等)</li> <li>✓ 建屋からの汚染水の漏えいの防止</li> <li>✓ 汚染水移送ループの縮小 等</li> </ul> |



## 1-2-③. 汚染水対策[汚染水流出に関する公表の遅延]

- 護岸付近で高濃度の放射性物質を検出するも、海への流出を認めるまで1か月以上を要した。
- 「明確な根拠が示せない状況であっても、そのリスクおよび最悪のシナリオについて迅速に率直に言及する」ことを基本方針として徹底。
- トラブル等の「通報基準・公表方法」を整備、9月より運用開始。（通報に必要な項目をテンプレート化）

## 【通報基準・公表方法】

| 公表区分  | 考え方                                                                                    | 公表方法・タイミング                 |                                                                                                      |                       |                 |                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------|----------------------|
|       |                                                                                        |                            | 一斉メール                                                                                                | 日報<br>1 F 状況          | 会見<br>説明        |                      |
| 区分A   | ・ 冷温停止状態の維持に影響を与えるもの<br>・ 周辺環境（敷地境界外側、海洋）への影響が考えられるもの<br>・ 重大な人身災害（大量の放射線被ばくなど）        | 一斉メール<br>緊急記者会見での説明        | ・ 通報後30分以内を目安に一斉メールを発信<br>・ 直ちに緊急の記者会見を開催<br>・ 実績は日報、福島第一の状況に記載<br>・ 緊急記者会見時には、プレス文を用意する             | ○                     | ○               | ◎<br>緊急記者会見（時間を問わない） |
| 区分B   | ・ 冷温停止状態の維持に影響を与える可能性があるもの<br>・ 周辺環境（敷地境界外側、海洋）への影響の可能性が排除できないもの<br>・ 社会的に重大な関心のあるもの 等 | 一斉メール<br>会見（定例・臨時を含む）での説明  | ・ 通報後30分以内を目安に一斉メールを発信<br>・ 直近の定例会見にて説明<br>＜会見未開催日（休日を含む）には、臨時会見の開催も検討＞<br>・ 実績は日報、福島第一の状況に記載        | ○                     | ○               | ●<br>直近の会見（臨時会見も検討）  |
| 区分C   | ・ 発電所施設運営に軽度な影響を与えるもの<br>・ 社会的に大きな関心のあるもの 等                                            | 一斉メール<br>定例会見での説明          | ・ 通報後30分以内を目安に一斉メールを発信<br>・ 直近の定例会見にて説明<br>・ 実績は日報、福島第一の状況に記載                                        | ○                     | ○               | ○                    |
| 区分D   | ・ 発電所施設運営に軽度な影響を与えるもの<br>・ 社会的に関心のあるもの 等                                               | 定例会見での説明<br>（場合により一斉メール発信） | ・ 平日昼間に発生したもの<br>→直近の定例会見にて説明<br>・ 夜間・休日が発生し、緊急性が高いもの<br>→通報後30分以内を目安に一斉メールを発信<br>・ 実績は日報、福島第一の状況に記載 | △<br>（夜間、休日は発信する場合あり） | ○               | ○                    |
| 区分E   | ・ 発電所施設運営に係る設備のごく軽度な故障<br>・ 計画作業、操作 等                                                  | 定例会見での説明                   | ・ 直近の定例会見にて説明<br>・ 作業予定については福島第一の状況に記載                                                               | —                     | △<br>（記載する場合あり） | ○                    |
| 区分その他 |                                                                                        | —                          | —                                                                                                    | —                     | —               | —                    |

## 1-2-④. 汚染水対策[国内外への情報発信の強化]

- 汚染水問題は国際問題に発展。また、事実を正確に伝えることに拘泥した結果、かえって“何を伝えたいのか不明”との指摘を受ける。
- 「受け手に配慮したリスクコミュニケーション」をより強く意識した情報発信を実施。特に海外への情報発信を抜本的に強化・改善。
- ホームページ掲載方法もわかりやすく改良。

## 【メッセージを伝える】

経営層、社外有識者、社外機関等の見解、解釈を積極的にWeb等で配信



## 【データの持つ意味や解釈を伝える】

(例) 食品摂取基準値などとの比較で説明。  
10/10 対マスコミへのメール配信に際し以下を追記

今回の値の検出は、WHO飲料水水質ガイドライン（セシウム134、セシウム137で各10Bq/L）よりも小さな値であり、環境への影響はないと考えておりますが、引き続き傾向を注視してまいります。

## 【海外発信の強化】

リスクコミュニケーター(RC)による在京大使館への訪問説明



SNSを利用した情報発信



英語版ホームページの改善

## 【ホームページの改善】

「発電所周辺の放射性物質の分析結果」の掲載方法を分かりやすく改良



## 1-2-⑤. 汚染水対策〔内閣総理大臣からの要請〕

- 2013年9月19日、内閣総理大臣から①廃炉安全対策の資金確保、②汚染水浄化、③5・6号機廃炉の要請を受け、東電は①1兆円の追加確保、②2014年度中の浄化、③年内に判断する旨回答。
- 同年12月18日、東電は5・6号機の廃炉を決定し、経済産業大臣へ廃止(2014年1月31日付)を届出。

## 安倍総理のご要請に対する当社の対応について (9月19日プレス)

本日、安倍総理に福島第一原子力発電所をご視察いただいた際に、安倍総理から3点のご要請をいただきました。当社といたしましては、安倍総理のご要請を重く受け止め、汚染水対策を最優先に取り組むべく、以下の通り対応してまいります。

## (1) 廃炉に向けた安全対策に万全を期すため、現場の裁量で利用できる資金・予算の枠を確保すること

これまでに手当てした約1兆円と同程度の支出が必要になっても対応できるよう、コストダウンや投資抑制により、今年度から10年間の総額としてさらに1兆円を確保してまいります。

## (2) しっかりと期限を決めて汚染水を浄化すること

多核種除去装置のさらなる増強も含め、2014年度中に全ての汚染水の浄化を完了できるよう取り組んでまいります。

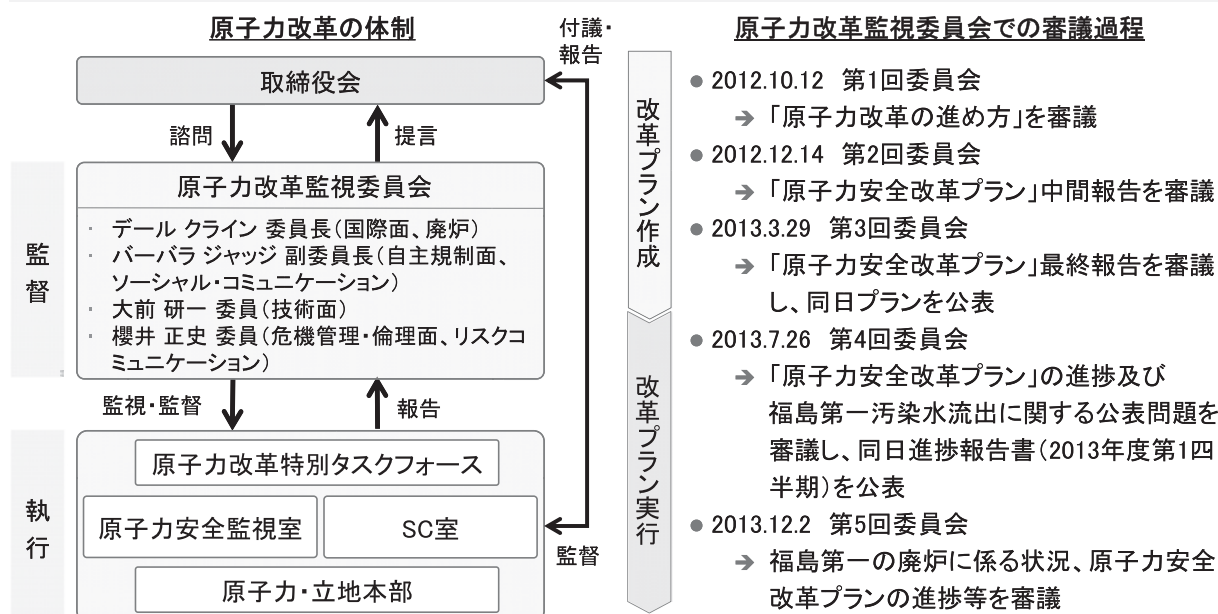
## (3) 事故対処に集中するためにも、停止している福島第一原子力発電所5・6号機の廃炉を決定すること

福島第一原子力発電所5・6号機の取り扱いは現時点で未定ですが、当社は総理のご要請を踏まえ、今後、関係者の英知を集め、年末までに取り扱いを判断してまいります。

※上記(3)については、2013年12月18日プレスにて、5・6号機の廃炉の決定と経産大臣への廃止の届出を公表。

## 1-3-①. 原子力改革の進捗状況〔体制〕

- 東電は、原子力改革監視委員会の監視・監督の下、「原子力改革特別タスクフォース」、「原子力安全監視室」、「SC室※」及び「原子力・立地本部」で改革を推進する体制を構築。



※ SC室: ソーシャル・コミュニケーション室

## 1-3-②. 原子力改革の進捗状況〔原子力安全改革プラン〕

- 東電は、2013年3月29日、「事故原因を天災として片づけてはならず、人智を尽くした事前の備えによって防ぐべき事故を防げなかった」と総括し、ハード・ソフト両面の安全対策をとりまとめ公表。

事故の根本原因

- ・ 過酷事故対策の不備、津波対策の不備、事故対応の準備不足

改革プラン1 発電所の安全対策の強化【ハード面の安全対策】

- ・ 原子力改革監視委員会および各種事故調査報告書等で提言されている安全対策の強化も順次実施

当時の当社組織内の問題

- ・ 「安全意識」「技術力」「対話力」の不足から、安全は既に確立されたものと思い込み、稼働率等を重要な経営課題と認識した結果、事故の備えが不足
- ・ 原子力という特別なリスクを扱う企業として、当時の経営層全体のリスク管理に甘さ

改革プラン2 当社組織内の問題解消のための対策【ソフト面の安全対策】

- ・ [対策1]経営層※1からの改革
- ・ [対策2]経営層への監視・支援強化（「原子力安全監視室」の設置）
- ・ [対策3]深層防護※2提案力の強化
- ・ [対策4]リスクコミュニケーション活動の充実（「SC室」の設置）
- ・ [対策5]発電所および本店の緊急時組織の改編
- ・ [対策6]平常時の発電所組織の見直しと直営技術力強化

※1 執行役全員 ※2 多段的な安全対策の考え方

## 1-3-③. 原子力改革の進捗状況〔改革プラン1:ハード対策〕

- 柏崎刈羽原子力発電所では、福島原子力事故の教訓を踏まえ、津波対策による浸水防止、電源・冷却機能の強化による炉心損傷防止、事故後の影響緩和等を目的とした各種対策を実施。

| 主な対策  |                                                                                                         | 実施状況                                                                                                                                                                                        |  |  |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 津波対策  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防潮堤の設置</li> <li>・ 防潮壁・防潮板の設置</li> <li>・ 重要機器室の水密化 等</li> </ul> | 防潮堤(1~4号機側)<br>    |  |  |
|       |                                                                                                         | 空冷式ガスタービン発電機車<br>  |  |  |
| 機能の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源の多様化</li> <li>・ 水源の追加設置</li> <li>・ 代替海水熱交換器の配備 等</li> </ul>  | フィルタベント設備(7号機)<br>                                                                                       |  |  |
|       |                                                                                                         | トップベント設備<br>       |  |  |



## 1-3-④. 原子力改革の進捗状況〔改革プラン2:ソフト対策〕

- ソフト面では対策毎の追求し続けるべき理想像に向けた目標管理を強化し、安全文化を再構築。

| 対策                       | 追求し続けるべき理想像                                                                                              | 実施状況                                                                                       |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 経営層からの改革              | 経営層及び原子力リーダーは、自分自身の安全意識を高めるとともに、その結果として組織全体の安全意識が高まり、原子力安全を向上させている                                       | 原子力リーダー等に対して、安全意識向上のための研修・訓練、「行動指標に関する360度評価」のフィードバック等を実施                                  |
| 2. 経営層への監視・支援強化          | 執行部門に対し改善を促すことによって原子力安全を向上させている                                                                          | 5月に「原子力安全監視室」を設置。経営層から現場までの安全活動・安全文化を監視し、適宜、執行部門に対し改善を促すとともに、取締役会に報告・助言                    |
| 3. 深層防護提案力の強化            | 原子力リーダーは、深層防護の積み重ねを組織的かつ効果的、効率的に実施し、原子力安全の向上に常に取り組み、原子力安全の向上に関する組織全体の改善活動を活性化している                        | 全社員を対象とした「安全性向上コンペ」による費用対効果の大きい安全対策の募集・選定、国内外の運転経験情報の分析・評価に基づく必要な対策の発電所への指示等を実施            |
| 4. リスクコミュニケーション活動の充実     | 経営層及び原子力リーダーは、さまざまな課題に対して複数の考え得る限りの対策を準備した上で、全体的なリスクを最小化するために合理的な優先順位を付けることにより、立地地域や社会の皆さまとの信頼関係が構築できている | 4月に社長直轄の「SC室」を設置し、リスクコミュニケーションを配置。潜在リスク情報の日常的な収集・分析や、迅速かつ適切な情報開示の促進等を実施                    |
| 5. 発電所及び本店の緊急時組織の改編      | 発電所長は、いついかなる場合でも緊急事態への対応を迅速的確に実施できると自信を持っている                                                             | 柏崎刈羽原子力発電所では3月からICS※の考え方を導入した緊急時組織の運用を開始し、本店も含めた総合訓練を繰り返し実施。福島第一・福島第二原子力発電所においても10月から運用を開始 |
| 6. 平常時の発電所組織の見直しと直営技術力強化 | 組織及び個人が、原子力安全を向上させるために、継続的に改善を進めることができる技術力を有している                                                         | 福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所は、9月に平常時の原子力安全に関する俯瞰機能を強化した新組織体制へ移行。また、基礎技能の強化や直営作業を通じた訓練を実施し、事故時の対応力を養成中  |

※ Incident Command System: 米国における非常事態対応のために標準化された組織体制の考え方

## 1-4. 柏崎刈羽原子力発電所における新規規制基準への適合申請

- 2013年9月27日、柏崎刈羽原子力発電所 6・7号機について、実用発電用原子炉にかかる新規規制基準への適合性確認の審査を受けるため、原子力規制委員会に対して申請を実施。
- 同年11月21日、原子力規制委員会は本格審査を開始。

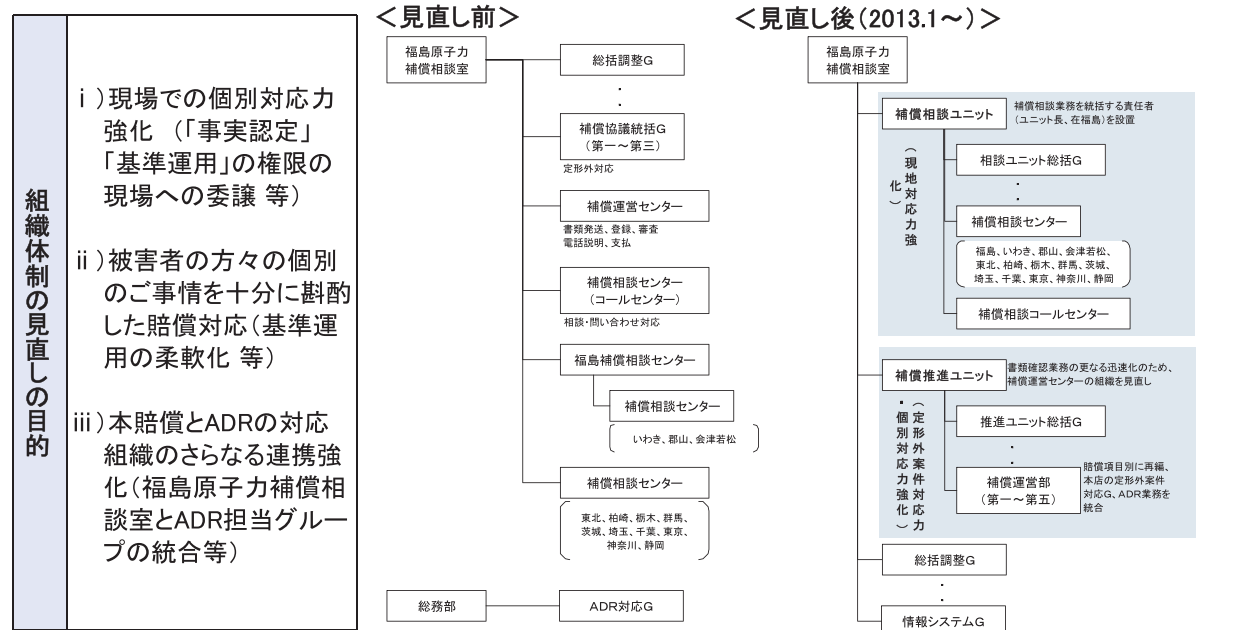
| 出来事                      | 概要                                                                                                                          |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7月2日 当社取締役会              | 6・7号機の適合申請を表明                                                                                                               |
| 7月5日 廣瀬社長が新潟県、柏崎市、刈羽村を訪問 | 柏崎市、刈羽村へフィルタベントに係る事前了解願いを提出<br>新潟県とは事務調整を継続                                                                                 |
| 8月6日 柏崎市、刈羽村から事前了解       | 柏崎市、刈羽村からフィルタベントに係る事前了解を受領                                                                                                  |
| 9月25日 廣瀬社長が新潟県を訪問        | 新潟県へフィルタベントに係る事前了解願いを提出                                                                                                     |
| 9月26日 新潟県から適合申請の承認       | 新潟県から以下の事項を申請書に明記することを条件に適合申請承認を受領<br>> 新潟県との安全協定に基づく協議後に修正申請を行うこと<br>> フィルタベント設備は、地元避難計画との整合性を持たせ事前了解が得られない限り使用できない設備であること |
| 9月27日 原子力規制委員会へ適合申請      | 新潟県からの条件を申請書に明記の上、申請                                                                                                        |
| 11月21日 原子力規制委員会が本格審査を開始  | 第一回審査会合では、当社から申請概要を説明                                                                                                       |

〔参考〕12月末時点の他電力の申請状況(PWR(加圧水型原子炉):12機、BWR(沸騰水型原子炉):2機)

・7月8日 北海道電力:泊1～3号機、関西電力:大飯3.4号機・高浜3.4号機、四国電力:伊方3号機、九州電力:川内1.2号機  
 ・7月12日 九州電力:玄海3.4号機 ・12月25日 中国電力:島根2号機 ・12月27日 東北電力:女川2号機

## 2-1-①. 原子力損害の賠償[賠償の組織体制の見直し]

- 「親身・親切的な賠償」の実現のため、東電は、2013年1月1日、賠償の組織体制を抜本的に見直し。



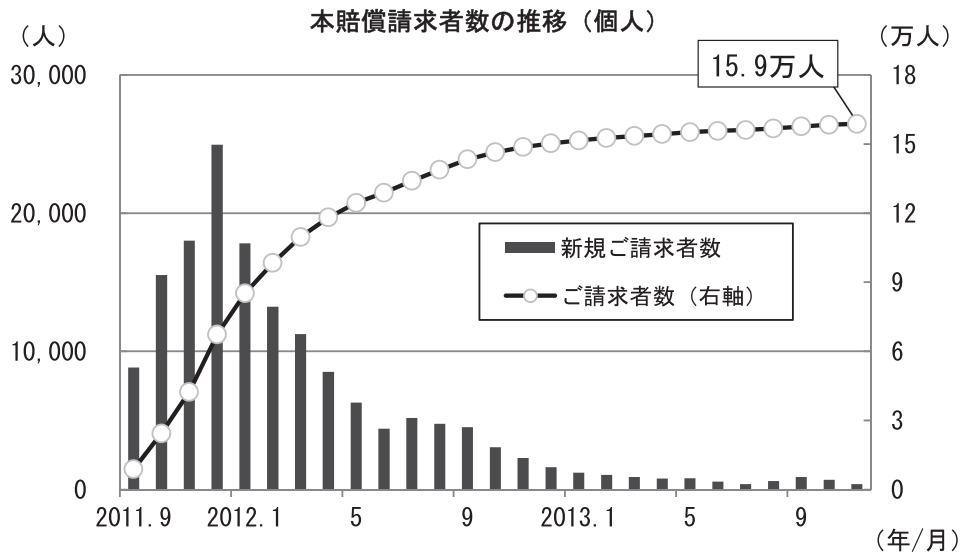
## 2-1-②. 原子力損害の賠償[賠償の種類]

- 東電は、一部を除き大宗の賠償項目は受付開始済。

|        |                                                                                                                                                                          |                                 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 個人     | 実費負担・休業損害・精神的損害等に対する個人向け賠償                                                                                                                                               | 受付中                             |
| 法人     | 営業損害に対する法人向け賠償                                                                                                                                                           | 受付中                             |
| 団体     | 農業等の業界団体で取りまとめた損害に対する賠償                                                                                                                                                  | 受付中                             |
| 自主的避難等 | 避難指示等の対象ではないが、自主的に避難等をした方に対する賠償                                                                                                                                          | 受付中                             |
| 財物     | 管理不能や放射能汚染で価値が毀損した <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 車両に対する賠償</li> <li>➢ 宅地・建物・家財に対する賠償</li> <li>➢ 償却・棚卸資産に対する賠償</li> <li>➢ 田畑に対する賠償</li> <li>➢ 山林等の賠償</li> </ul> | 受付中<br>受付中<br>受付中<br>受付中<br>準備中 |
| 公共等    | 政府指示等で余儀なく損害（追加的費用）が発生した地方公共団体に対する賠償<br>放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置に要した費用の賠償                                                                                                  | 受付中<br>（一部準備中）                  |

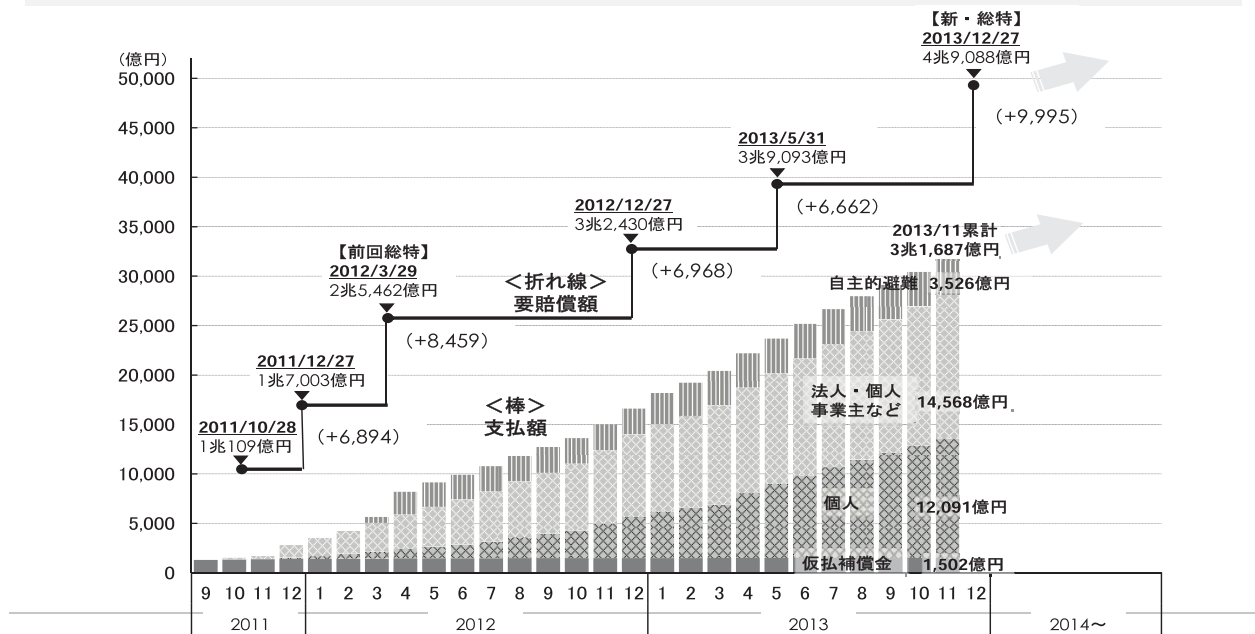
## 2-1-③. 原子力損害の賠償[本賠償の請求状況]

- 2013年11月末時点で、個人の方については、仮払補償金をお支払いした方(約16.6万人)のうち、約15.9万人から本賠償の請求を受領。(請求率約96%)
- 避難等対象区域内の法人・個人事業主の方のうち、約13,400社から本賠償の請求を受領。



## 2-1-④. 原子力損害の賠償[要賠償額・支払額の推移]

- 「5つのお約束」(本資料2-1-⑤～⑨)に則り、支払い・紛争解決手続きの迅速化、請求のご負担軽減、被害者の方々のご事情を斟酌した対応など、「親身・親切な賠償」を徹底・加速。2013年11月末時点の賠償金支払額は3兆1,687億円。

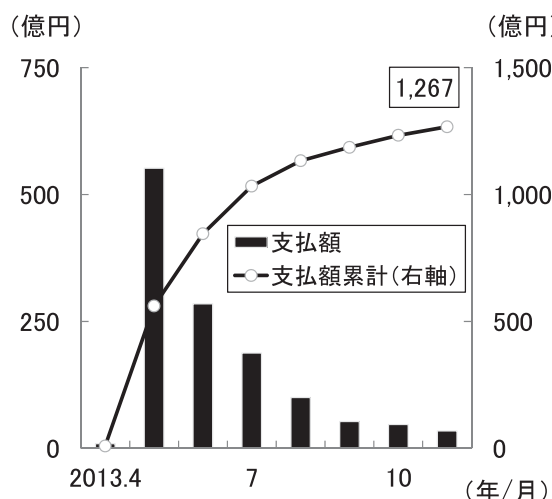


## 【参考】財物賠償の状況

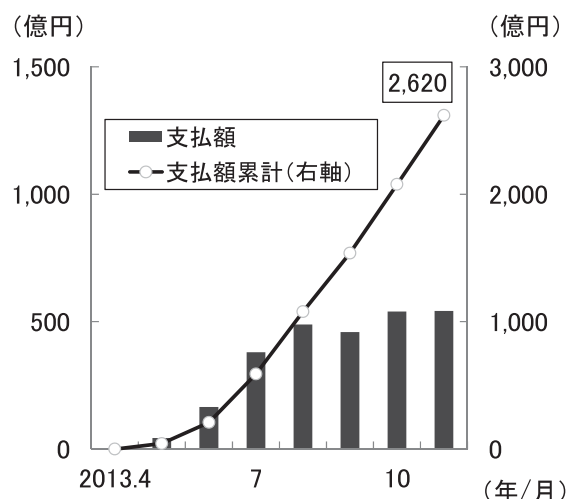
## ● 2013年11月末時点における財物賠償(同年3月29日開始)の支払い状況

- 家財: 約27,700件・約1,267億円
- 宅地・建物・借地権: 約14,000件・約2,620億円

【家財の賠償状況】



【宅地・建物・借地権の賠償状況】



## 2-1-⑤. 原子力損害の賠償[迅速な賠償のお支払い]

## 【個人及び法人・個人事業主の方からのご請求】

- ご請求内容の確認業務に従事する社員の増強や、確認方法の運用改善等の効率化により、2013年11月末現在の必要書類の確認日数は、個人で平均約15日、法人・個人事業主で平均約13日と、下記の目安を達成。
- また、車両賠償を含む、他の賠償についても、以下の目安に基づく工程管理を徹底し、迅速・適切にお支払い。

- ・ 請求書類等の到着から3週間以内を目途に必要な書類の確認を終了
- ・ 合意書をご返送後1週間を目途にお支払い

## 【自主的避難等に係る賠償】

- 大量の請求書の送付や迅速な事務処理を行うため、専任組織を新設するとともに、「自主的避難等ご相談専用ダイヤル」を設置するなど、体制を整備して、「請求受付後3週間以内の賠償金のお支払い」という目安を達成(2013年11月末現在 平均約18日)。

## 【現場との連携による対応の迅速化】

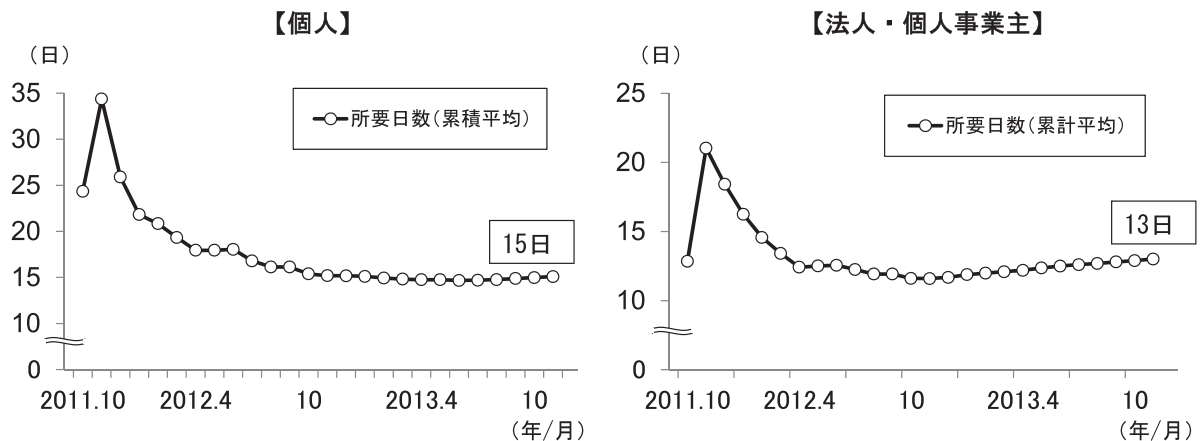
- 賠償実施の事実認定等の権限を現地拠点等の現場へ大幅に委譲し、現場でお伺いした被害者の方々の個別のご事情を、現場の判断により十分に斟酌して賠償実施に反映。

## 【参考】請求書類確認所要日数

- 2013年11月末時点における、請求書類の到着から必要書類の確認完了までの日数【目安:3週間以内を目途】

➢ 個人:約15日、法人・個人事業主:約13日

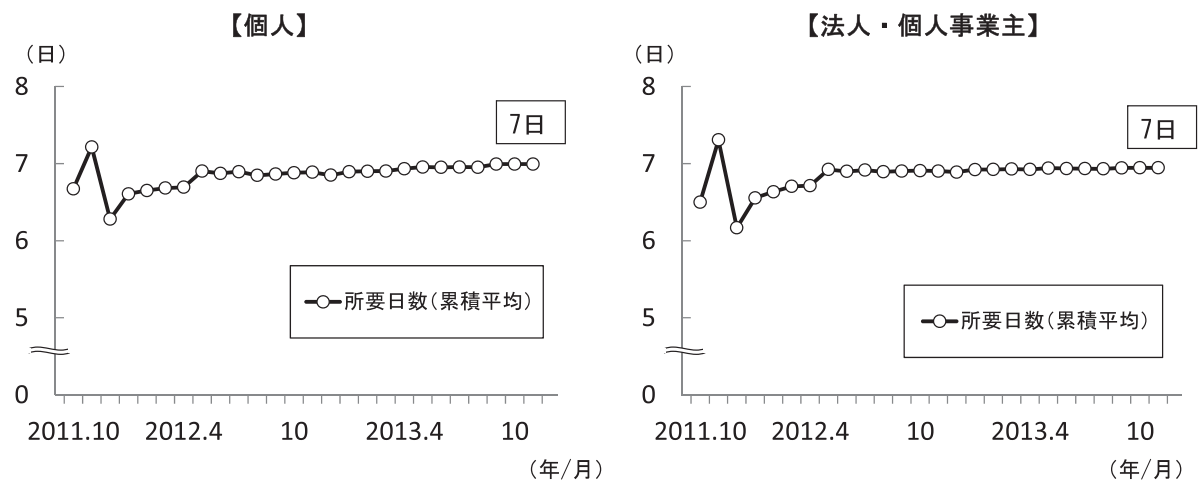
- 本賠償開始当初は、当社の事務処理の不慣れ等から請求書類の確認に時間を要したが、ご請求内容の確認に従事する社員の増強や確認方法の運用改善等の効率化により、現在は3週間以内の確認完了という目安を達成している。



## 【参考】支払い手続き所要日数

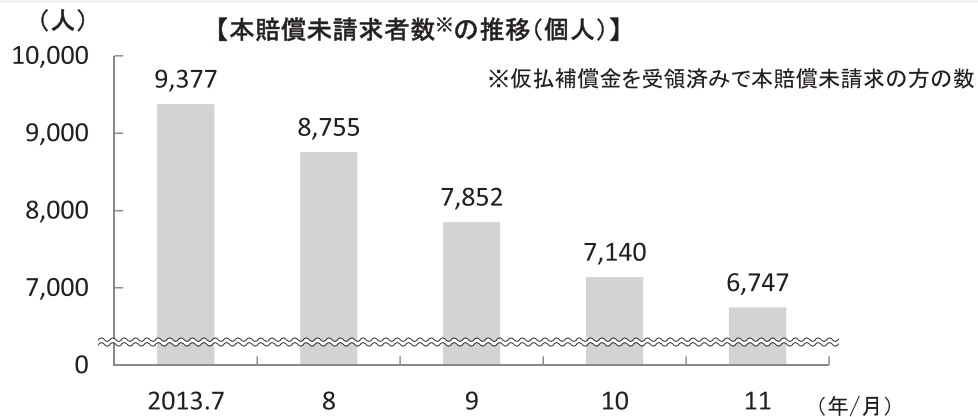
- 2013年11月末時点における合意書受領からお支払いまでの日数【目安:1週間以内を目途】

➢ 個人:約7日、法人・個人事業主:約7日



## 2-1-⑥. 原子力損害の賠償[きめ細やかな賠償のお支払い]

- お支払金額に対するご理解の一助として、ご請求金額と合意書提示金額に差異がある場合に、ご請求金額からの変更内容説明書を作成・送付。
- 帳簿に記載の無い償却資産（トラクター等）の賠償において、証憑類の簡易化や東電による市場価格調査を実施するなど、ご請求者さまの証憑類の入手・提出のご負担を軽減。
- 本賠償未請求の方及び包括請求未請求の方に対し、ダイレクトメール送付・電話連絡・戸別訪問に加え、事故発生当初からのご請求可能な損害項目をまとめて一通でご請求いただける請求書を送付するなど、ご請求に向けて万全のサポートを実施。



## 2-1-⑦. 原子力損害の賠償[和解仲介案の尊重]

- 早期の紛争解決のため、状況に応じて、一部和解や仮払和解を積極的に推進し、紛争解決手続の迅速化に協力。
- さらに、東電が答弁書でお支払いを認諾した金額について、早期に一部和解を締結する手続「早期一部払い」を導入し、従来の一部和解よりも早く賠償金をお支払い。
- 紛争解決センターの総括基準を参考に、通常の避難者と比べて避難生活への適応が困難な方々（要介護状態にある方々等）に対する精神的損害の賠償額を増額。

【ADRの対応状況（2013年11月末時点）】

|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| 申立件数（東電送達件数）                | 8,362件 |
| 解決件数                        | 6,122件 |
| 全部和解件数                      | 4,888件 |
| 取下げ件数 等                     | 1,234件 |
| 継続件数                        | 2,240件 |
| うち、一部和解件数（一部項目で合意、ADRは継続中）  | 296件   |
| うち、仮払和解件数（一部を仮払としてお支払いしたもの） | 15件    |

※和解金額は約775億円



## 2-1-⑧. 原子力損害の賠償[親切な書類手続き]

- 請求書類について、被害者の方々の請求のご負担軽減のために、記入分量の削減、事前印字の実施等、常に見直し・改善を実施。
- さらに、請求書類へのご記入へのサポートとして、請求書に関する説明会の開催や、戸別訪問によるご説明も継続して実施。

| 請求書類 | 取組の概要                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回  | ・ 大部で複雑とのご批判を踏まえ、「ご請求簡単ガイド」を作成・送付                                                                            |
| 第2回  | ・ 頁や項目数の削減(第1回:60頁→第2回:34頁)、表の簡素化、事前印字の実施等、記入分量を大幅に削減                                                        |
| 第3回  | ・ 第1回・第2回の賠償を合意済みの方を対象に、これまでの支払実績よりあらかじめ設定した請求金額をもとに簡単に請求ができる「簡易請求方式」の請求書類を作成し、大幅に頁数・記入分量を削減(第2回:34頁→第3回:9頁) |
| 第4回  | ・ 第3回同様、「簡易請求方式」の請求書類を採用                                                                                     |
| 第5回  | ・ まとまった賠償金を早期にお受け取りいただくこと、及び今後数年間にわたる請求のご負担軽減等のために、将来分を含めた一定期間に発生する損害項目に対する賠償金を包括してお支払いする「包括請求方式」を導入         |
| 上記以降 | ・ 第1～4回の賠償のうち、未合意の期間を一括して請求できる「通期請求書」を作成<br>・ 請求可能な賠償項目を事故発生当初に生じたものから一度でまとめて請求できる新たな請求書を作成                  |

## 2-1-⑨. 原子力損害の賠償[誠実なご要望への対応]

- コールセンター等を通じて頂戴した主なご要望・ご質問について、東電としての対応や考え方を、ホームページにおいて「本賠償のご請求に関してよくいただくご質問」として公開(計319問)するとともに、賠償業務の改善や賠償基準の見直しに反映。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 賠償業務の改善例  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人・個人事業主の方からご要望が増えてきた守秘義務契約の締結について、各補償相談センターにて契約を締結できるよう体制を整備</li> <li>・ 法人・個人事業主の方からのお問い合わせに的確に対応できるよう、コールセンター内に専任の法人担当者で構成する「法人チーム」を設置し、体制を整備</li> </ul>                                                                              |
| 賠償基準の見直し例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難生活等における知人・親戚宅への宿泊実費分のお支払い</li> <li>・ 産業分野の逸失利益の計算に係る基準年度について、前年度以外の年度とすることも可能とするよう柔軟化</li> <li>・ 就労不能損害の「特別の努力」を2012年2月以前についても遡及適用</li> <li>・ 建物の賠償基準における「建築物係数」の見直しや、固定資産税評価における「損耗が積雪又は寒冷によって増大する地域における地域に属する市町村」の考慮等を実施</li> </ul> |
| 基準運用見直し   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括請求方式の導入対象の拡大(ADR手続で和解した方々へも適用)</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |

## 2-2-①. 福島復興に向けて[賠償とともに進める3つの復興推進策]

- 東電は、金銭による損害賠償のみにとどまらず、賠償を復興につなげるための基盤づくりを、保有する知見や組織力を最大限活用して推進。

| 目的                 | 取組内容                          | 実施時期      |
|--------------------|-------------------------------|-----------|
| 地元経済の再生や雇用の拡大      | 福島県内における雇用の創出等                | 2014年度採用～ |
|                    | 滞留中の牛糞堆肥運搬・施用協力               | 2013年5月～  |
|                    | 田畑に設置した電気柵の点検                 | 2013年9月～  |
|                    | 帳簿に記載のない償却資産の市場価格調査           | 2013年5月～  |
|                    | 福島復興本社における必要資材の県内事業者からの調達推進   | 2013年1月～  |
|                    | 県内の商工会のご要望に沿った対応の強化           | 2013年5月～  |
| 早期帰還等のご支援          | 早期帰還されるご世帯への井戸の設置等            | 2013年5月～  |
|                    | 小中学校の移転作業                     | 2013年3月   |
|                    | 安全・安心に繋がるモニタリングの拡大            | 2013年4月～  |
|                    | 国・県・市町村が推進する除染業務への協力拡大        | 2011年9月～  |
|                    | 避難指示解除準備区域等の住宅の清掃・がれきの片づけ等の実施 | 2012年3月～  |
|                    | 南相馬市、広野町における植栽作業              | 2013年6月～  |
| 生活再建の促進や避難生活のご負担軽減 | お彼岸・お盆前等の墓地周辺や住宅進入路等の除草の実施    | 2013年3月～  |
|                    | 一時帰宅や一時宿泊へのご協力、仮設住宅除雪作業等の実施   | 2011年5月～  |
|                    | 被災者向け介護講習会の実施                 | 2013年5月～  |
|                    | 住民向けタブレット端末機の初期設定・サポート        | 2013年3月～  |
|                    | 地域行事(復興祭等)の手伝い                | 2013年7月～  |

## 2-2-②. 福島復興に向けて[復興プロジェクト]

- 東電自らが一歩踏み出し、福島への経済効果・雇用創出効果のあるプロジェクトを検討開始。

|     | 福島への業務移管                                                                                                     | Jヴィレッジ復興                                                                                                 | 福島石炭火力発電所                                                       |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 目的  | 事務業務等を福島地域に移転し、現地での雇用を創出する                                                                                   | Jヴィレッジを返還し、将来的な復興につなげる                                                                                   | 福島に最新鋭の石炭火力発電所を建設・運用し、雇用・経済効果を創出する                              |
| 状況  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまへの資料郵送業務(2014年1月移転)</li> <li>・給与計算業務の一部(2014年度上期移転予定)</li> </ul> | Jヴィレッジの返還計画について、福島県および関係者と協議中                                                                            | 広野火力発電所、常磐共同火力(株)勿来発電所で1基ずつ「50万kW級IGCC※」着工・実証に向け、関係者との協議や調査を実施中 |
| その他 | その他の事務業務等についても、移管の可能性を継続して検討                                                                                 | <br>震災前のJヴィレッジ(イメージ) | 早期の経済復興や雇用回復・創出に向けた建設着工の前倒しが最大の課題であり、環境アセスメントの迅速化が不可欠           |

※ IGCC: 石炭ガス化複合発電

## 2-2-③. 福島復興に向けて[除染推進]

- 東電は、除染進展のため、除染の進捗状況や国・県・市町村のニーズも踏まえつつ、順次、人員の増強等を行ってきた結果、現在では、300人規模の体制を構築。
- 国・自治体の実施する除染・廃棄物対策等へ、当社の人や技術を提供。
- 2013年1月1日の福島復興本社除染推進室の発足以来、除染業務対応人数の累計は、同年11月末時点で延べ約2万7,000人日。

|              |                                                                                                                                             |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| モニタリング業務への協力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 除染特別区域11市町村の走行サーベイを継続的に実施</li> <li>➢ 上記以外の地域を中心とした安全・安心につながるモニタリングの拡大</li> </ul>                   |
| 除染関連業務への協力   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 除染工事の現場監理や発注業務において人や技術を提供する等、国・自治体が実施する除染関連業務に対応（工事監督者養成のための研修実施や工事発注のための現地調査への協力等）</li> </ul>     |
| 廃棄物処理等への対応   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 放射能汚染により、処理が進んでいない下水汚泥や牛糞堆肥等の問題に対応</li> <li>➢ 滞留する牛糞堆肥の流通促進を図るスキームを県等と協働で運用開始（2012年5月～）</li> </ul> |



## 2-2-④. 福島復興に向けて[10万人派遣プロジェクト]

- 2013年1月1日の福島復興本社設立以降、11月末時点で延べ約4万3,000人の社員が参加し、主に除草や清掃作業等の活動を実施。

## 1～11月の主な活動事例

- 墓地、町道及び住宅への進入路の除草作業
- 住宅、道路及び公共施設等の清掃作業
- 幼稚園、小中学校及び役場の移転作業
- 田畑に獣被害防止のために設置した電気柵の点検等
- 一時帰宅や一時宿泊される方へのスクリーニングや防護具の着脱補助等
- 仮設住宅等での介護講習会の実施
- 町が住民に配布するタブレット端末の設定
- 花の植込み及びプランターの設置
- 地域行事（復興祭等）の手伝い

（合計活動人数） 延べ約4万3,000人



## 3-1-①. コスト削減[進捗状況]

- 2012年度コスト削減額は、目標3,518億円に対して、安価なスポットLNGの調達や工事・点検の工程見直し等、さらなるコスト削減施策の深掘りにより、4,969億円となり、目標を達成。
- 2013年度は、総合特別事業計画で掲げた2,719億円の3倍のコスト削減(7,862億円)を目指す。

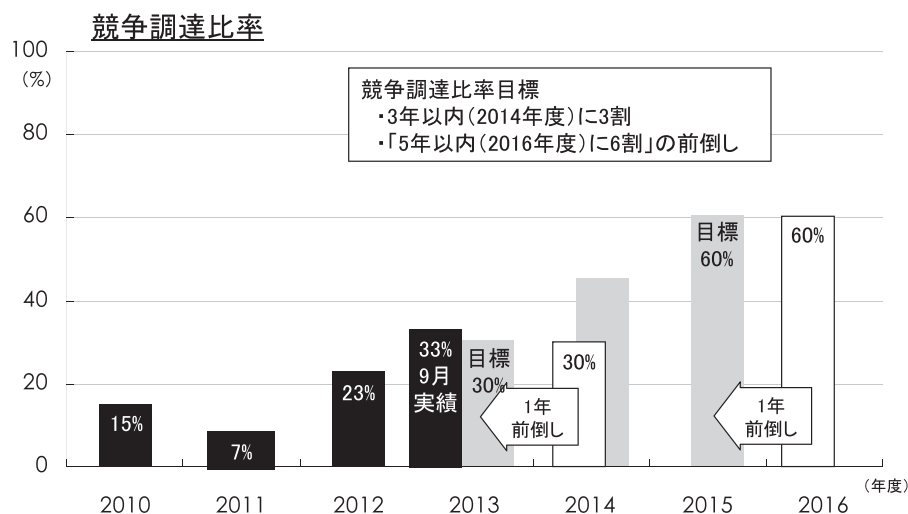
## コスト削減の内訳(億円)

| 費用           | 総合特別事業計画<br>10年間(2012-21)<br>目標額 | 2012年度 |       | 2013年度      |              |
|--------------|----------------------------------|--------|-------|-------------|--------------|
|              |                                  | 目標額    | 実績額   | 目標額<br>(総特) | 目標額<br>(新総特) |
| 資材・役務調達に係る費用 | 9,219                            | 469    | 1,123 | 556         | 2,219        |
| 買電・燃料調達に係る費用 | 1,986                            | 425    | 1,004 | 235         | 3,093        |
| 人件費          | 12,758                           | 1,714  | 1,779 | 969         | 1,016        |
| その他経費        | 9,687                            | 910    | 1,064 | 959         | 1,533        |
| 合計           | 33,650                           | 3,518  | 4,969 | 2,719       | 7,862        |

※ 端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

## 3-1-②. コスト削減[競争発注の拡大]

- 電気料金改定時に掲げた競争調達比率目標「5年以内に6割」の達成前倒しに向け、競争拡大の取組みを加速。
- 2013年度は、総合特別事業計画における目標「2014年度までに3割」の前倒しを目指す。(2013年度第2四半期時点の競争調達比率は33%)



## 3-1-③. コスト削減[調達委員会による調達改革]

- 2012年11月に「調達委員会」を設置以降、これまで月1回のペースで9回開催。
- 現時点で、資材調達全体額 約1.2兆円のうち、48%に相当する約5,700億円の調達取引分野を審査。
- 委員会からの提言を踏まえ、調達改革に向けたアクション・プランを速やかに検討・実行中。

## 調達委員会の概要

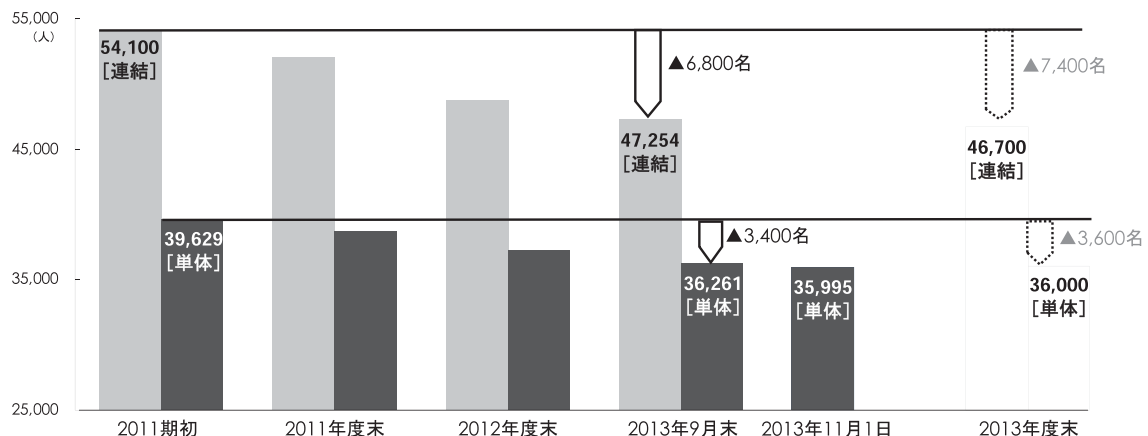
|        |                                                                                                                                                                                |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■趣旨・目的 | 調達取引について、外部の視点から厳しく審査し、従来の調達構造・調達慣行を抜本的に見直しの上、「総合特別事業計画」および「改革集中実施アクション・プラン」に基づく追加コスト削減を確実に実現・深掘り。                                                                             |
| ■構成    | <p>委員長： 宇田左近氏（元 日本郵政 専務執行役）</p> <p>委員： 仲田裕一氏（元 川崎製鉄 資材部長、原料部長）<br/>後藤治氏（A.Tカーニー パートナー）</p> <p>オブザーバー： 山口副社長、佐野常務、<br/>武部常務、住吉常務</p> <p>事務局： 村松常務<br/>経営改革本部事務局<br/>企画部・資材部</p> |
| ■設置日   | 2012年11月19日（第1回委員会開催）                                                                                                                                                          |



## 3-1-④. コスト削減[人員削減の状況]

- 総合特別事業計画では、福島事故の責任を全うする体制構築に必要な人員の確保を前提に、あらゆる措置を講ずることにより、2013年度末において単体36,000人、連結46,700人への人員削減を目標としている。
- 一方で、2013年11月1日時点の単体人員は35,995人となり、既に目標を達成。震災以降の依願退職者は1,500人規模となっており、うち7割を30代以下が占める状況。

## 人員数の推移





## 3-2-①. 資産売却[進捗状況]

- 2013年11月末時点での資産売却累計実績は、7,514億円。  
総合特別事業計画における資産売却の全体目標7,074億円を上回った(進捗率106%)。

## 資産売却の実績

(億円)

|              | 総合特別事業計画<br>における売却目標 | 売却実績   |        |                  |                        |
|--------------|----------------------|--------|--------|------------------|------------------------|
|              |                      | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度<br>11月末時点 | 2011～2013年度累計<br>(進捗率) |
| 不動産          | 2,472                | 502    | 1,634  | 798              | 2,934<br>(118%)        |
| 有価証券         | 3,301                | 3,176  | 72     | 20               | 3,269<br>(99%)         |
| 子会社・<br>関連会社 | 1,301                | 470    | 755    | 85               | 1,310<br>(100%)        |
| 合計           | 7,074                | 4,148  | 2,462  | 904              | 7,514<br>(106%)        |

## 3-2-②. 資産売却[子会社・関連会社の再編]

- 総合特別事業計画における子会社・関連会社の再編計画(5社へ再編)は、5社のうち3社は2013年7月に再編を完了、残り2社についても対象会社間で合意・公表済み。

| 総合特別事業計画<br>(再編事業/対象会社数/時期) |       |         | 進捗状況                  | 再編前対象会社      |   | 再編後会社名       | 備考                                             |
|-----------------------------|-------|---------|-----------------------|--------------|---|--------------|------------------------------------------------|
| 営業関連                        | 3社→1社 | 2013年7月 | 再編完了<br>(2013年7月)     | ティ・オー・エス     | → | テブコカスタマーサービス | 再編対象であったTEPCO<br>コールアドバンスは2013年<br>7月に売却済み     |
|                             |       |         |                       | 東電ホームサービス    |   |              |                                                |
| 配電関連①                       | 4社→1社 | 2013年7月 |                       | 東電タウンプランニング  | → | 東電タウンプランニング  | 環境美化センターは、<br>東電広告へ事業移管<br>の上、2012年8月に<br>清算済み |
|                             |       |         |                       | 東電ホームサービス    |   |              |                                                |
|                             |       |         |                       | 東電広告         |   |              |                                                |
|                             |       |         |                       | 環境美化センター     |   |              |                                                |
| 発電関連                        | 3社→1社 | 2013年度末 |                       | 東電工業         | → | 東京パワーテクノロジー  |                                                |
|                             |       |         |                       | 東電環境エンジニアリング |   |              |                                                |
|                             |       |         |                       | 尾瀬林業         |   |              |                                                |
| 不動産関連                       | 2社→1社 | 2012年度末 | 再編準備中<br>(2014年1月予定)  | 東電不動産        | → | 東電不動産        | 資産売却(不動産)の<br>前倒しに注力するため、<br>再編時期を見直し          |
|                             |       |         | 東電ファシリティーズ            |              |   |              |                                                |
| 配電関連②                       | 2社→1社 | 2013年度末 | 再編準備中<br>(2014年10月予定) | 東光・高岳 統合会社※  | → | 東光・高岳 統合会社※  | スマートメーターの全店<br>展開時期にあわせ、<br>再編予定時期を見直し         |
|                             |       |         |                       | 東京計器工業       |   |              |                                                |

※2014年4月に東光高岳HD、東光電気、高岳製作所の3社が統合予定



## 4-1. ビジネス・アライアンス

- 2013年2月から募集したベース電源260万kWの入札募集に対し、中部電力、新日鐵住金、電源開発の3社が応・落札(計68万kW)。
- 東電(フュエル&パワー・カンパニー※)は、中部電力とのアライアンスを通じ、常陸那珂での石炭火力新設案件で落札(2012年12月に両社が出資する(株)常陸那珂ジェネレーションを設立)。
- 今回募集の未達分(192万kW)ならびに自社火力の高経年化(1,000万kW規模)に対応した入札計画を今後策定し、実施。

### 火力高経年化への対応について

【改革集中実施アクション・プラン、2013年度事業運営方針】

- 2013年度以降、安価な電源を調達するため、需給見通し等も踏まえて、高経年化火力のリプレース等(1,000万kW規模)に対応した入札計画を策定し実施
- 電源の開発にあたっては、中長期的成長を見据えた内外のエネルギー事業者等とのアライアンス組成により外部資本を導入

### 260万kW入札について

|             |                                                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集規模と供給開始時期 | 2019年6月～2021年6月までに供給開始する火力電源260万kW                                                                               |
| 電源タイプ       | 基準利用率が70%～80%のベース電源                                                                                              |
| 契約供給期間      | 原則15年間                                                                                                           |
| 上限価格        | 9.53円/kWh                                                                                                        |
| スケジュール      | 2012年11月13日 募集要綱案公表<br>(説明会、RFC、中立的機関審査)<br>2013年 2月15日 入札募集受付開始<br>5月24日 入札募集受付締切<br>(中立的機関への報告)<br>7月30日 落札者決定 |

※ スライド50を参照。

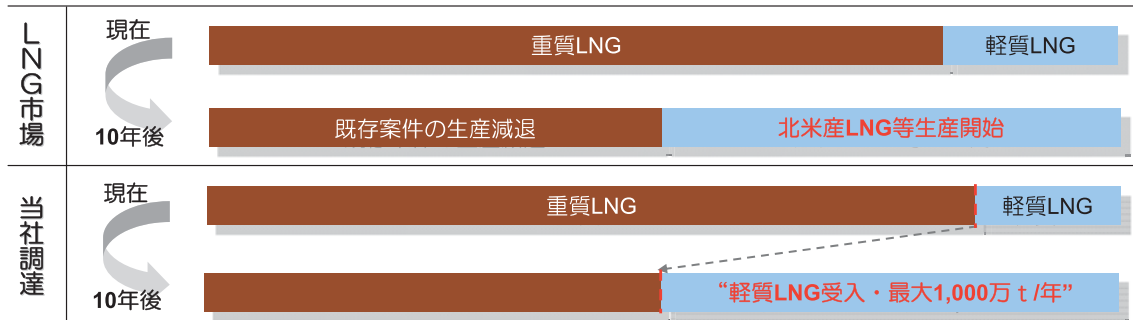
## 4-2. 燃料コストの戦略的削減

- 東電は、燃料コストの戦略的削減に向けた取組として、米国産シェールガスを含む約200万t/年の軽質LNGを確保。
- 200万tの殆どが天然ガス(ヘンリーハブ)連動価格になる見込みであり、現状の価格レベルに比べて3割程度安く調達できる見込み。
- 供給ソースについては、米国案件は輸出許可等の固有のリスクを抱えているため、米国産以外の複数のソースに分散させることで、高い経済性を維持しつつ、リスクを低減。

|           | 米国産:Cameron / 三井物産           | 米国産:Cameron / 三菱商事         |
|-----------|------------------------------|----------------------------|
| オペレーター    | Sempra                       | Sempra                     |
| 売主        | 三井物産                         | 三菱商事                       |
| 契約期間      | 2017年(予定)より約20年間             | 2017年(予定)より約20年間           |
| 供給ソース     | 米国Cameron基地出荷                | 米国Cameron基地出荷              |
| 数量        | 40万t/年+オプション数量(オプション数量協議中)   | 40万t/年+オプション数量(オプション数量協議中) |
| 価格        | 天然ガス(ヘンリーハブ)連動価格             | 天然ガス(ヘンリーハブ)連動価格           |
| 複数ソースへの分散 |                              |                            |
| 供給開始      | 2010年代後半目途                   |                            |
| 数量        | 合計で最大120万t/年程度               |                            |
| 価格        | 天然ガス連動を中心とした多様な価格指標によるフォーミュラ |                            |

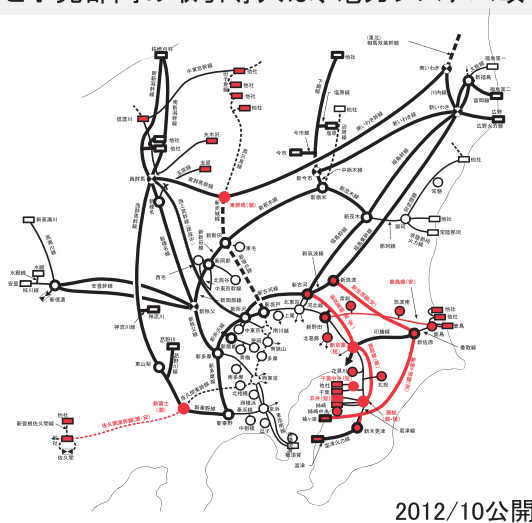
## 【参考】燃料コストの戦略的削減に向けた取り組み

- 軽質LNGとは、従来のLNGに比べて単位容積あたりの熱量の低いLNGで、米国・カナダ等のシェールガスから生産されるLNGがその代表格。今後、LNG市場は軽質化していく見込み。
- 当社の発電・受入貯蔵設備やガス販売のスペックは大量の軽質LNGを前提としておらず、設備・運用面での対策が必要(2012年度の軽質LNG受入量は約170万t)。
- 昨年度の改革集中実施アクション・プランでは、最大1,000万t/年まで、米国産シェールガスなどの軽質LNGの導入を拡大する計画を発表。設備面と調達面から対応を継続。



## 4-3-①. 送配電部門の中立化・透明化[系統の情報開示]

- 東電は、他事業者の電源開発の参考となるよう、系統混雑状況をHPで開示。
- 他社電源も視野に入れた系統形成の考え方は、電源入札に合わせて適宜取り入れ。
- 発電収益の最大化、アンシリリーコスト最小化や、ネガワット取引等を念頭に置いた送配電部門と小売部門の取引導入は、電力システム改革に伴う今後の具体的制度設計において反映。



系統情報の公開例①(基幹系統)

基幹系統は10万kW以上、地域供給系統は2万kW以上の発電機を連系すると、制約が生じる可能性が高い設備を赤く表示

## 群馬県



系統情報の公開例②(地域供給系統)

## 4-3-②. 送配電部門の中立化・透明化[流通設備の客観的検証]

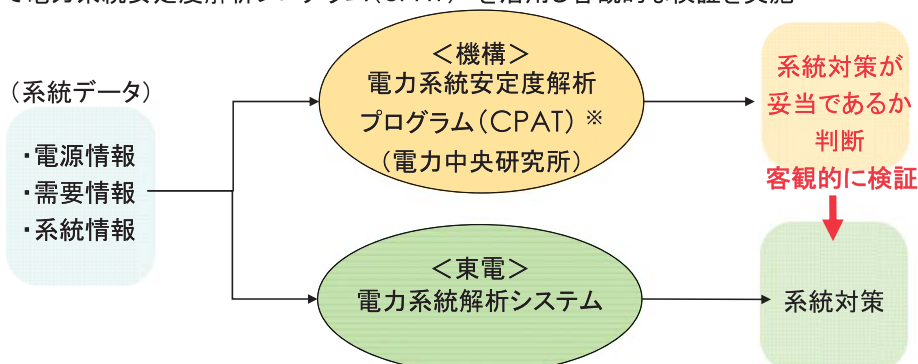
- 「設備対策の妥当性」と「投資額・費用の抑制」の観点から、流通設備形成を客観的に検証。
- 「設備対策の妥当性」については、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）にて電力中央研究所の電力系統安定度解析プログラム（CPAT）※を用いた潮流・系統安定度等の客観的検証を確立。2013年度の設備計画について、順次検証を実施中。
- 「投資額・費用の抑制」については、既に機構が合理化PT、設備投資効率化WG等で検証しており、今後も継続していく予定。

（※ 手法の一例として採用）

《現在、機構にて実施中の「設備対策の妥当性」の検証》

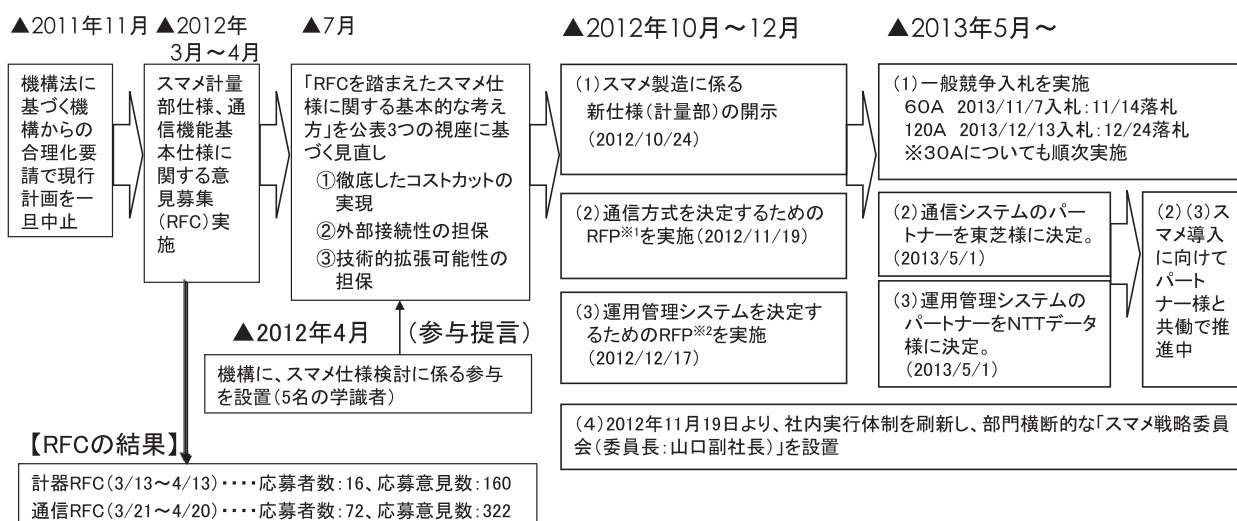
➢ 当社から電力系統解析に必要な系統データ等を提供

➢ 機構にて電力系統安定度解析プログラム（CPAT）※を活用し客観的な検証を実施



## 4-4-①. スマートメーター 導入[進捗状況]

- スマートメーターについては、来年度の調達に向け、計器容量に応じ順次入札を実施中。
- また、通信システム、運用管理システムについては、パートナー事業者様と共働で、開発を推進中。



※1：RFC：Request For Comment ※2：RFP：Request For Proposal

## 【参考】スマメの仕様の見直し

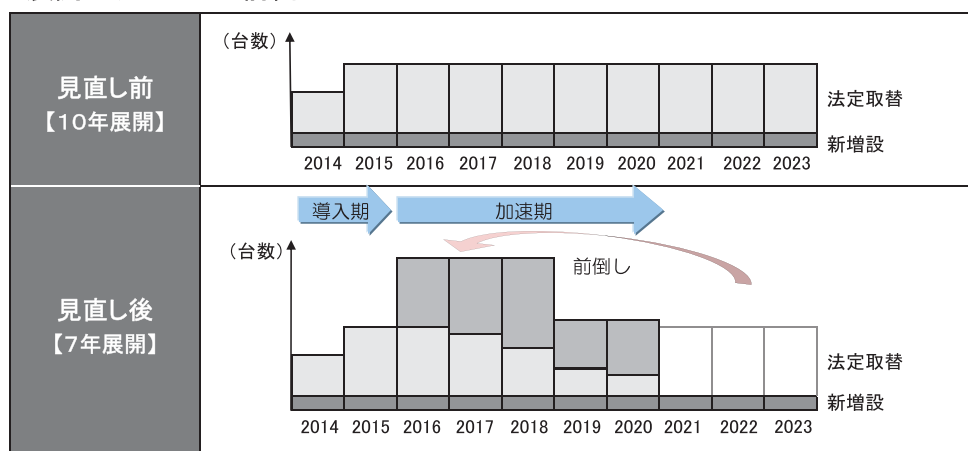
- スマートメーターの国内外からのオープンな調達・導入拡大に向け、仕様等を見直し。

|                 | 当初仕様                                                                | 現行仕様                                                                                                     |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本的な考え方         | 政府の検討会で定義された最低限の機能(独自仕様)                                            | 外部接続性、技術的拡張可能性、コスト削減の3原則                                                                                 |
| システム構成          | 独自開発                                                                | 国際標準準拠(CIMを採用)                                                                                           |
| メータ             | 計量部と通信部を分離<br>国内メーカー4社を対象に指名競争入札                                    | 一体型も排除せず<br>国際競争入札                                                                                       |
| 通信(広域)          | 自営光ファイバーが主体                                                         | 他社インフラの活用も含め適材適所で組み合わせ                                                                                   |
| 通信(Aルート)        | 無線メッシュ方式が主体                                                         | 3方式(無線メッシュ、携帯、PLC)を適材適所で組み合わせ                                                                            |
| 通信(Bルート)        | スマートハウス標準化検討会中間取りまとめに準拠。<br>導入スキーム、実装方法等具体的な検討は今後                   | 当初から設置分全てに具備<br>通信は2方式(特小無線、PLC)から選択                                                                     |
| 通信プロトコル         | IP非準拠(セキュリティ考慮)                                                     | IP準拠                                                                                                     |
| データフォーマット       | 独自仕様                                                                | 国際規格を採用(IECを採用)                                                                                          |
| 新サービス           | 検討は次段階                                                              | 新サービス向け機能を織り込み                                                                                           |
| 電力システム改革を踏まえた対応 | 想定せず                                                                | 送配電と小売で情報や業務を再整理<br>新電力とのイコールフットリングに配慮                                                                   |
| 導入スケジュール        | 2014年4月から設置開始、検定期間満了に伴う取替に<br>合わせ10年かけて設置(2023年度までに約2,700万台<br>を設置) | 2014年4月から設置開始、原則として検定期間満了に<br>伴う取り替えに合わせ設置を行うが、10年間の展開計<br>画を見直し7年間で設置完了を目指す(2020年度まで<br>に約2,700万台を設置予定) |

## 4-4-②. スマートメーターの導入[展開スケジュールの前倒し]

- 東電は、スマートメーター導入効果の早期実現を目指し、スマートメーターの展開スケジュールについて、検定有効期間満了に伴うメーター取り替えに合わせ10年かけて展開する方針から、2020年度までの7年間で展開する方針に見直し。

## &lt;展開スケジュール前倒しのイメージ&gt;

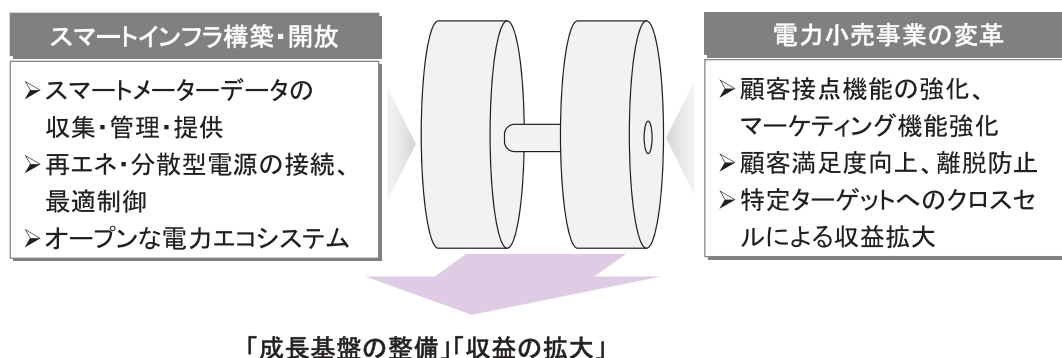


※早期展開に伴う前倒し台数は、お客さま及び当社のニーズ等を踏まえ、今後検討

## 4-4-③. スマートメーターの導入 [新成長タスクフォース]

- 東電は、2013年5月1日に新成長タスクフォースを設置。スマートメーターを核としたスマートインフラを構築・提供し、「世界最先端のスマート社会」の実現に貢献することを目指す。日本全体の成長への貢献も念頭におきつつ、自らの成長の基盤を確実に整備。
- 「小売全面自由化」を見すえ、お客さま接点の抜本強化など電力小売事業のあり方そのものを変革。全面自由化後もお客さまに「選ばれる」エネルギーサービスを実現するとともに、戦略的アライアンスを通して収益も拡大。

## 新成長TFの両輪のミッション



## 4-5-①. 小売部門における新たな事業展開 [新しい電気料金メニュー]

- お客さまがご自身のライフスタイルにあわせて選択することができる、4つの新しい電気料金メニュー（家庭向け）を2013年5月からスタート。同年11月末までに1.6万軒のお申し込み。

## 【新電気料金メニューのラインナップ】

|                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p><b>朝得プラン</b></p> <p>深夜1時から朝9時までの時間帯がおトクになる料金設定です。朝からアクティブに過ごす方におすすめのメニューです。</p> |  <p><b>夜得プラン</b></p> <p>夜9時から朝5時までの時間帯がおトクになる料金設定です。夜は、家でゆっくりと趣味の時間を過ごしたい、夜型生活の方におすすめのメニューです。</p> |  <p><b>半日お得プラン</b></p> <p>夜9時から朝9時までの時間帯がおトクになる料金設定です。朝に家事をかたづけ、夜は家でくつろいで過ごす方などにおすすめのメニューです。</p> |  <p><b>土日お得プラン</b></p> <p>土日が一日中おトクになる料金設定です。土日に在宅していることが多い方、土日にまとめて家事をされる方などにおすすめのメニューです。</p> |
| 約1,100軒                                                                                                                                                                | 約1,500軒                                                                                                                                                                              | 約12,800軒                                                                                                                                                                             | 約400軒                                                                                                                                                                               |

加入軒数(2013年11月末)

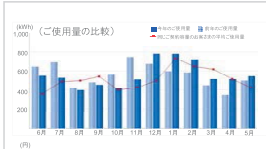
## 4-5-②. 小売部門における新たな事業展開[でんき家計簿]

- 毎月の電気使用量の確認、料金メニューの提案、省エネアドバイスの提供などを行う、無料会員制インターネットサービス「でんき家計簿」を展開。2013年11月末の会員数は約27万軒に拡大。
- 今後、海外事業者との業務提携等により、会員向けのサービスをさらに拡充する予定。

## 【「でんき家計簿」のサービス概要】

## 毎月の電気の使用量と料金のチェック

過去2年分の電気のご使用量と料金などをグラフで確認できるほか、データをダウンロードすることができます。



## ライフスタイルにあった電気の使い方の提案

お客さまのご家庭の一日の電気の使われ方の特徴をはじめ、お客さまのライフスタイルにあった料金メニューや省エネ手法などがわかります。



## 料金メニュー選択のための試算ツール

お客さまの電気使用量実績をもとに各料金メニューの試算ができます。



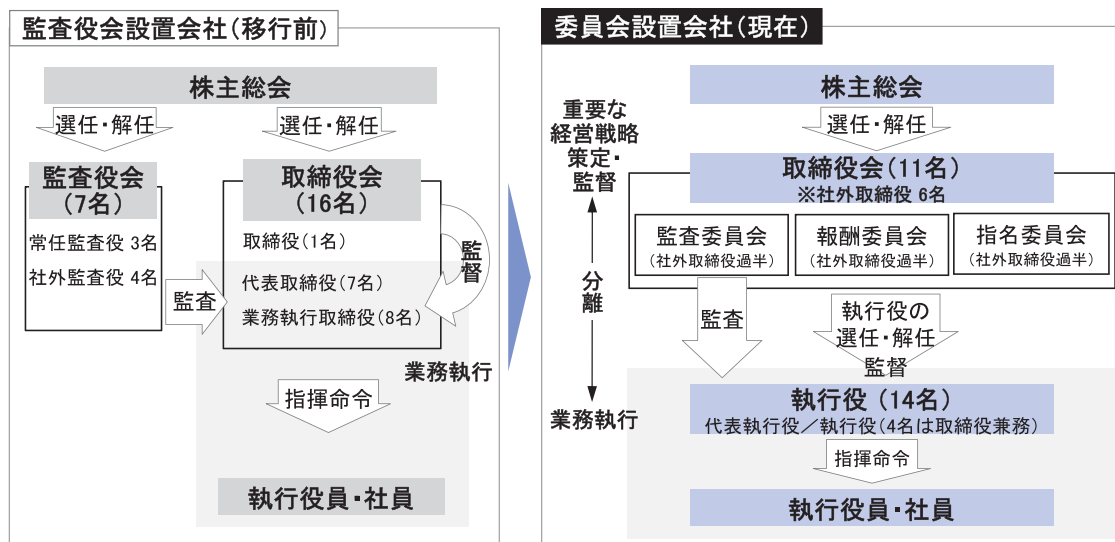
## 口座振替やカード払いの申込書の取り寄せ

電気料金のお支払いを口座振替やクレジットカード払いに変更する際に必要な申込書を簡単に取り寄せることができます。



## 4-6. 委員会設置会社への移行

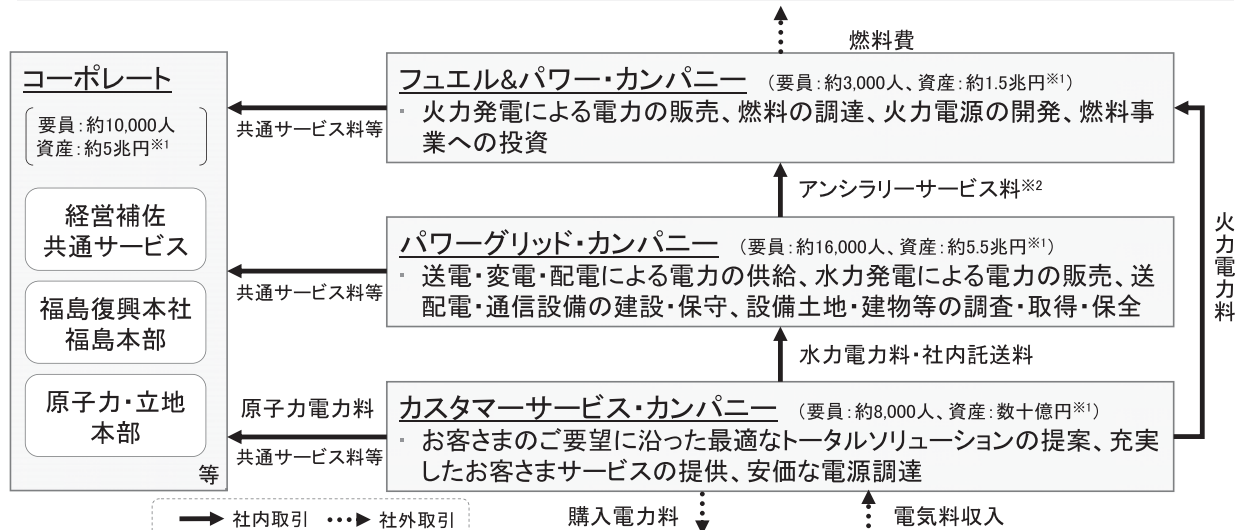
- 取締役会が重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行い、執行役等が業務執行を行う「委員会設置会社」へ移行(2012年6月)。





## 4-7-①. 社内カンパニー制[制度概要]

- 電力システム改革に対応し、各事業部門が自発的に収益拡大、競争力強化に取り組むことを目的に、2013年4月より社内カンパニー制を導入。
- 将来のホールディングカンパニー制を視野に、「フュエル&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」の3つのカンパニーを設置。残る組織は、コーポレートとして、賠償、廃炉に取り組む一方、経営補佐、共通サービスの効率的な提供等を行い、グループとしての総合力を発揮。



※1: 数値はいずれも社内カンパニー制導入時点(2013年3月末) ※2: お客さまにお届けする電気の品質(周波数や電圧)を一定に保つこと

## 4-7-②. 社内カンパニー制[経営管理]

- 新たな管理会計制度を整備し、カンパニー・部門・事業所単位のかきめ細かなコスト・収益管理を徹底。社員一人ひとりのコスト意識向上、行動変革に取り組む。
- ショートインターバルで戦略・予算目標の達成状況のレビューを実施。各カンパニーは、収支(月次)、KPI進捗状況(四半期)を経営に報告。各責任単位(事業所等)のKPI改善状況や社内競争状況も月次、四半期毎に確認し、改善策等を議論。

## &lt;取締役会・執行役会&gt;



## 各カンパニー



## 4-7-③. 社内カンパニー制[収支]

- 2013年度第1四半期決算より、各カンパニーとコーポレートの収支をセグメント情報として公表。
- 営業損益は、緊急的な費用繰延等の実施により、コーポレートを除き黒字を確保。

## ＜2013年度第二四半期収支＞

(億円)

|             |                                 | フュエル<br>& パワー | パワー<br>グリッド | カスタマー<br>サービス | コーポ<br>レート | 四半期(個別)※<br>損益計算書計上額 |
|-------------|---------------------------------|---------------|-------------|---------------|------------|----------------------|
| 売上高         | 外部顧客への売上高<br>(社外取引)             | 141           | 427         | 30,112        | 584        | 31,265               |
|             | セグメント間の内部売上高<br>又は振替高<br>(社内取引) | 15,561        | 7,533       | 1,039         | 2,778      | —                    |
| 計           |                                 | 15,703        | 7,960       | 31,151        | 3,362      | 31,265               |
| 営業利益又は損失(▲) |                                 | 186           | 1,013       | 671           | ▲ 386      | 1,484                |

※: 社内取引を控除して表示している。

## 5-1. 財務基盤の強化

- 東電は、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施や着実な廃止措置に向けた態勢の整備、電力の安定供給の持続性確保のため、機構の出資及びステークホルダーの協力を得て、財務基盤を強化。

|           |                                                                                                                                                                        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機構の出資     | <p>➢ 機構が、東京電力が発行する株式(払込金額総額1兆円)を引き受け。<br/>(出資時点で、総議決権の2分の1超の議決権を取得。また、転換権付無議決権種類株式の引き受けにより、潜在的に総議決権の3分の2超の議決権を確保。)</p>                                                 |
| 金融機関による協力 | <p>➢ 2011年3月11日から9月末日の間に弁済を受けた取引金融機関が、機構の出資にあわせて、弁済額と同額の資金供与(復元)を実行。</p> <p>➢ 全取引金融機関が、2015年3月末日まで借り換え等により与信を維持。</p> <p>➢ 主要取引金融機関が新規融資の実行等により、復元を含めて約1兆円の追加与信を実行。</p> |
| 株主による協力   | <p>➢ 保有株式の相対的な希釈化。</p> <p>➢ 当面の間、無配を継続。</p>                                                                                                                            |
| 料金改定      | <p>➢ 原子力発電所停止に伴う燃料費増大等を受け、自由化部門は2012年4月から順次、規制部門は同年9月から電気料金の値上げを実施(自由化部門は14.90%、規制部門は8.46%)。</p>                                                                       |

## 5-2. 2012年度夏期の需給実績※について

- 需給調整契約の拡大や高圧小口等を対象とした新たな需要抑制メニューの整備、計画通りの電源増設等により、最大電力5,078万kW(8月30日)に対し、供給力5,453万kWとし、安定供給を確保。

### 【2012年度夏期に実施した需要抑制方策】

|                                | 軒数      | 調整力(発電端実効値) |
|--------------------------------|---------|-------------|
| 計画調整契約                         | 約4,300軒 | 約190万kW     |
| 新たな需要抑制メニュー(デイリープラン・ウィークリープラン) | 約1,400軒 | 約13万kW      |
| ビジネスシナジープロポーザル                 | 約1,300軒 | 約7万kW       |

### 【2012年度夏期に増設した電源(試運転含む)】

|    | ユニット       | 定格出力(万kW) | 試運転開始 | 営業運転開始    |
|----|------------|-----------|-------|-----------|
| 火力 | 鹿島火力第7-2号  | 26.8      | 6月13日 | 6月29日     |
|    | 鹿島火力第7-1号  | 26.8      | 6月26日 | 7月12日     |
|    | 鹿島火力第7-3号  | 26.8      | 7月3日  | 7月19日     |
|    | 千葉火力第3-3号  | 33.4      | 6月28日 | 7月10日     |
|    | 川崎火力2号系列1軸 | 50.0      | 5月13日 | 2013年2月1日 |
| 水力 | 神流川2号      | 47.0      | 1月6日  | 6月7日      |

※: 総合特別事業計画において見通しを示した2012年度夏期の実績について記載。2013年度夏期については、新・総合特別事業計画84ページ参照。



## 再生への経営方針

平成24年11月7日  
東京電力株式会社

### 1. 基本認識

・取締役会は、以下の基本認識で、2013/14年度を対象とする本方針を策定する。

- ① 事故の当事者たる当社は、公的資金援助と値上げによって国民から存続の機会を与えられた。福島原発事故への対応こそが会社の原点である。

「事故の責任を全うし、世界最高水準の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜く」ことを企業の新たな使命とする。過去の東京電力に逆戻りするのではなく、新しい使命を果たしていく企業に生まれ変わることで、社会の信頼を回復していく。

- ② 当社は、電力市場の競争促進や需要家の選択肢拡大に向けて検討されている電力システム改革の大きな流れを見据えた企業改革に先行的に取り組む。それによって事故の責任を長期にわたってやり抜くための企業基盤を守る。
- ③ 当社は、自らの使命を果たすために「やるべきことは徹底してやり抜く」一方で、当社のみでは力の及ばない規模の財務リスクについて、国全体での取組の強化や関係者の協力に向けて率直に問題提起を行う。

### 2. 当社が直面する危機

#### 1) 福島原発事故への万全な対応

・福島原発事故への対応は、その広がりや被害額、復旧必要額の大きさにおいて、まさに「国家的難題」である。

- ① 被害者への賠償と高線量地域の除染費用を合計すると、原子力損害賠償支援機構法の仕組みによる交付国債の発行額5兆円を突破する可能性がある。さらに、低線量地域も含めた除染、中間貯蔵費用などについて、同程度の規模の費用が、今後、追加で必要となるとの見方もある。

- ② 廃止措置関連費用は、すでに1兆円弱を当社独自に引き当てている。追加となる研究開発については国の主導を仰いでいるが、今後、燃料デブリの取出し、最終処分まで含めた全費用はこれまでの引当額よりもさらに巨額にのぼる可能性がある。

・事故への償いと廃止措置を長期間にわたって継続的にやり抜くために、当社はあらゆる努力を傾注する。しかしながら、被災地の復興を円滑に進めていくために今後必要と見込まれる費用は、一企業のみでの努力では到底対応しきれない規模となる可能性が高い。

#### 2) 事業環境の変化と企業体力の劣化

・5月策定の「総合特別事業計画」では前提とされていない事業環境の変化が生じている。

- ① 政府は、本年夏に「電力市場の完全自由化」という基本的方向を決め、詳細な自由

化内容を年末に決定する予定である。当社としても、数年後にも予想される自由化時代に的確に対応していくことが焦眉の急となっている。

- ② 将来のエネルギー構成や原子力政策について種々の議論が行われており、各電力会社においても原発再稼働の見通しについて不透明感が強まっている。

・他方、当社の企業体力（資金不足、人材流出）は急速に劣化し始めている。このまま賠償・除染・廃炉の負担が「青天井」で膨らんでいき、自由化などの事業環境の変化にも対応できず、将来への展望が見いだせない企業のままの状態が続けば、士気の劣化も加速度的に進む懸念が強い。

### 3. 「企業のかたち」の選択

#### 1) 現行制度のみで対応した場合のリスク

- ・原子力損害賠償支援機構法においては、賠償・除染の費用が増額する場合には、交付国債による交付額を増額する仕組みになっている。また、廃炉等に関連して資金が必要となれば、機構が、資本引き受けなどの形で支援できることになっている。
- ・現在の原子力賠償支援機構法の枠組みの活用による電力産業全体の対応額は、総額5兆円程度が前提と考えられる。自由化を進めていく中で、他電力の自発的拠出による負担金を大きく増額するように求めていくことは極めて難しい。
- ・仮に、現行の枠組みのみによって、今後さらに膨張していく巨額の負担に対応する場合には、当社の事業形態は以下のいずれかへと変わっていくリスクが高い。

- ① 「超長期事故処理専業法人」化（交付国債を10兆円とした場合）

例えば、交付国債枠（5兆円）を倍増して対応することとなれば、当社は、巨額の負担金を超長期にわたって支払うためだけに存続する「事故処理専業法人」と化す。この場合は、巨額の負担をまかなう財源の確保のため、電力自由化にも背を向け、現行の地域独占を維持する行動をとらざるを得ない。一方、民間金融機関からの資金調達は困難となり、事業活動のあらゆる側面で国に資金を頼ることとなる。

- ② 「電力公社」化（公的資本を現状の数倍に拡大した場合）

巨額の費用に対応するため公的資本を数兆円単位で追加注入することになれば、公的管理からの離脱は実質的に困難となり、事業資金を国の信用に全面的に依存することとなる。つまり、我が国電力市場全体の1/3を占める最大の事業者が国営の「電力公社」と化した状態のまま、一方で、市場完全自由化を進めるという極めて歪な構造となる。

#### 2) あるべき「企業のかたち」

- ・世界的にみても、電気事業は、今後の経済成長を左右する基幹インフラであることは論を待たない。また、低廉な資源の確保、再生エネルギーへの対応、省エネ推進など「新たな安定供給」を自由化による競争の中で進めていくためには、福島の実験と安定供給の技術をもって世界と渡りあうダイナミックな電気事業者への変貌が不可欠である。



- ・「自由化」が数年後に見通される中で、仮に「事故処理専門法人」や「電力公社」となる道を選べば、人材面での劣化は加速することは間違いない。こうした状況では、エネルギー事業者として自由化に対応し、国民・利用者のニーズに応えていくことはもとより、当社固有の社会的責務（賠償、廃炉）を果たしていくことも困難な事態に陥ることは必至である。
- ・ 当社としては、競争環境の下で、市場原理に基づいて資金調達・投資決定を自律的に行うダイナミックな民間企業に早期に復帰することで、技術・人材といった経営基盤を保持し、責務を持続的に果たしていく。そのために、当社はあらゆる経営努力を傾注するが、同時に、現行の賠償機構法の枠組みによる対応可能額を上回る巨額の財務リスクや廃炉費用の扱いについて、国による新たな支援の枠組みを早急に検討することを要請する。早ければ来春に、現行の総合特別事業計画に、新たな事業環境の変化への対応や、国の検討結果を追加的に盛り込んだ、より包括的な新たな計画を策定するよう、関係者に要請をしていきたい。

4. 一両年で実行する改革

- ・ 当事者として「事故の責任を全うする」ことを最優先する。
- ・ このため、一企業一業界の負担限度を超える費用についての新たな支援措置の検討を前提にしつつ、福島の賠償・除染・地域支援の取組みに最大限の人的・技術的資源を投入することとする。
- ・ 当社としては、「再生への経営方針」対象期間中に以下の改革を集中実施する。

I：福島事故の責任を全うする

- 1）内外の英知を集めた福島第一原子力発電所の廃炉体制づくり
- 2）福島の復興に向けた取組みの深化

II：世界最高水準の安全確保

- 1）原子力改革
- 2）大震災等のクライシスにも負けない防災態勢・事業継続態勢の構築

III：責任を全うするための財務基盤づくり（当社単独にて取組み可能なもの）

- 1）サバイバルのためのコスト削減
- 2）細分化された組織単位でのコスト管理の徹底

IV：新生東電の収益基盤づくり

- 1）HDカンパニー制を視野に入れた経営改革
- 2）再生に向けた収益基盤づくり
- 3）業務改革（人事、会計、目標設定、広報）

【参考】 原子力損害賠償支援機構への負担金の納付の想定

| 単年度納付額<br>(例)                                                                    | (備考)                                                                                                      | <div>2035年までの<br/>納付総額<br/><u>約5兆円</u><br/><br/>(2,130億円×23年を要する)</div> |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <div>一般負担金<br/>(料金原価が財源)</div> <div>1,630億円</div> <div>〔2012年度<br/>納付額ベース〕</div> | <div>○ 過去10年間の原子力事業者の利益水準の平均実績から自己資本コストの平均実績を控除して算出した額に相当。</div> <div>○ 料金を改訂して原価算入しない限り、さらなる増額は困難。</div> |                                                                         |
| <div>特別負担金<br/>(処分可能利益が財源)</div> <div>500億円</div> <div>〔事業報酬の<br/>水準から仮定〕</div>  | <div>○ 社債市場復帰に必要な最低限の内部留保(500億円/年程度)を除き、収益の全てを特別負担金・金利負担・法人税に充当(配当無し)と仮定。</div>                           |                                                                         |
| <div>計</div> <div>2,130億円</div>                                                  |                                                                                                           |                                                                         |

※ 実際の納付額は、年度ごとに、「原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないもの」となるよう、原子力損害賠償支援機構が決定するものである。

※ 一般負担金の納付額は、全ての原子力事業者（電力各社等）による納付額の総計。



## 改革集中実施アクション・プラン

### I：福島事故の責任を全うする

(1) 内外の英知を集めた福島第一原子力発電所の廃炉体制づくり

・・・ 1

(2) 福島の復興に向けた取組みの深化

・・・ 2

### II：世界最高水準の安全確保

(1) 原子力改革

・・・ 3

(2) 大震災等のクライシスにも負けない防災態勢・事業継続態勢の構築

・・・ 4

### III：責任を全うするための財務基盤づくり(当社単独にて取組み可能なもの)

(1) サバイバルのためのコスト削減

・・・ 5

(2) 細分化された組織単位でのコスト管理の徹底

・・・ 6

### IV：新生東電の収益基盤づくり

(1) HDカンパニー制を視野に入れた経営改革

・・・ 7

(2) 再生に向けた収益基盤づくり

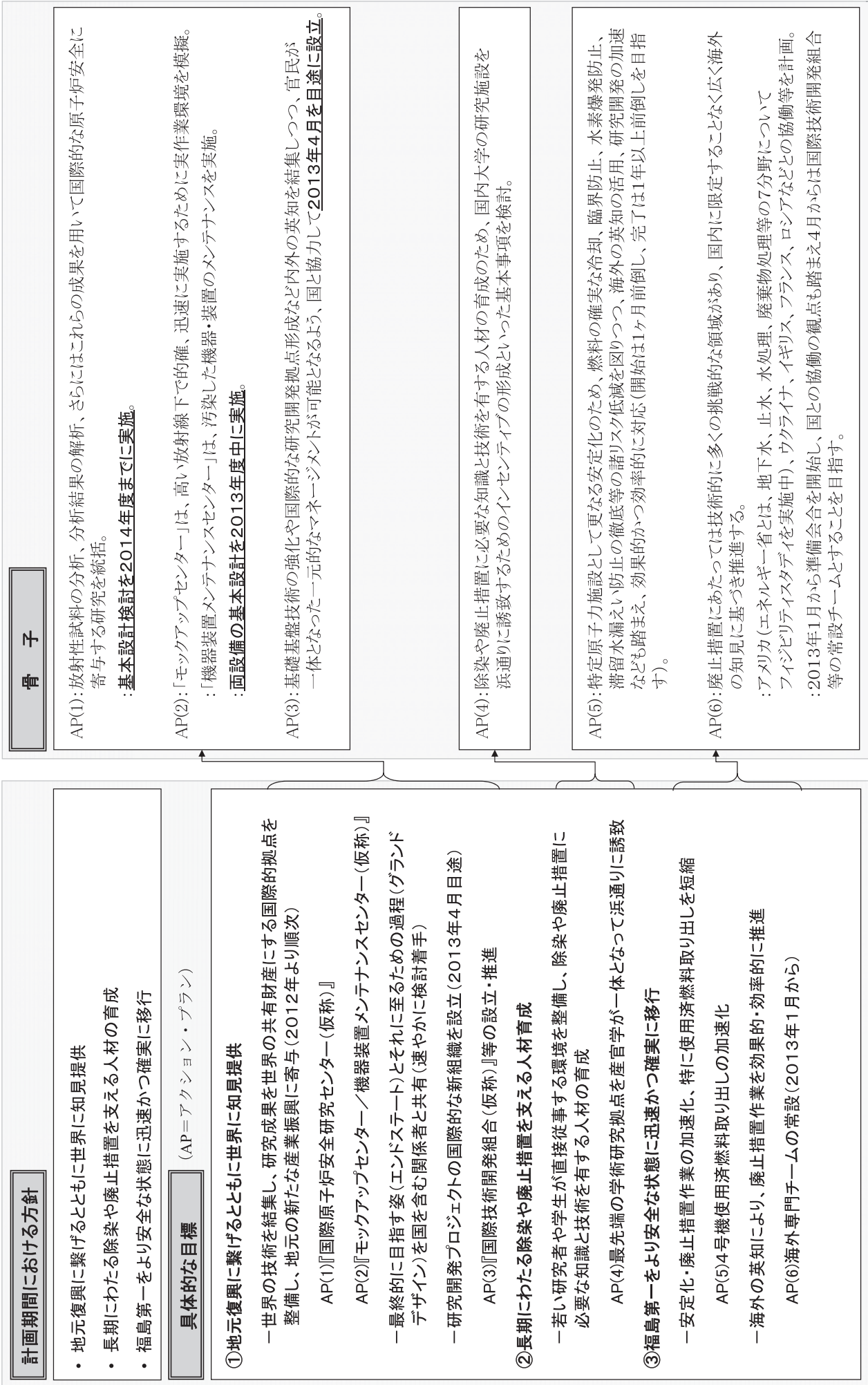
・・・ 8

(3) 業務改革(人事、会計、目標設定、広報)

・・・ 9

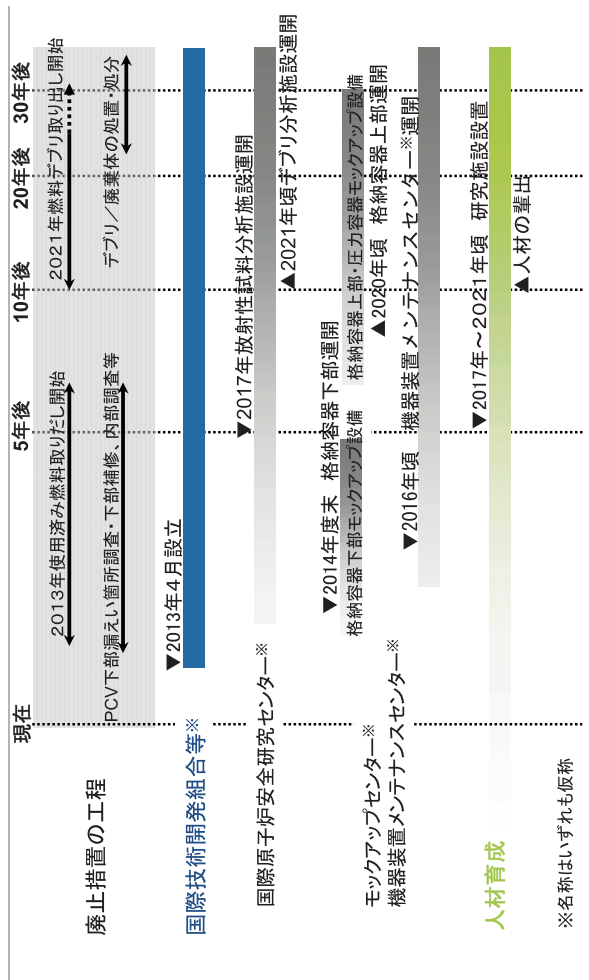
I：福島事故の責任を全うする（1）内外の英知を集めた福島第一原子力発電所の廃炉体制づくり

福島県民のご安心のために、内外の英知を結集して取組みを加速化していくとともに、最高峰の研究拠点（GOE※）として世界の共有財産とする

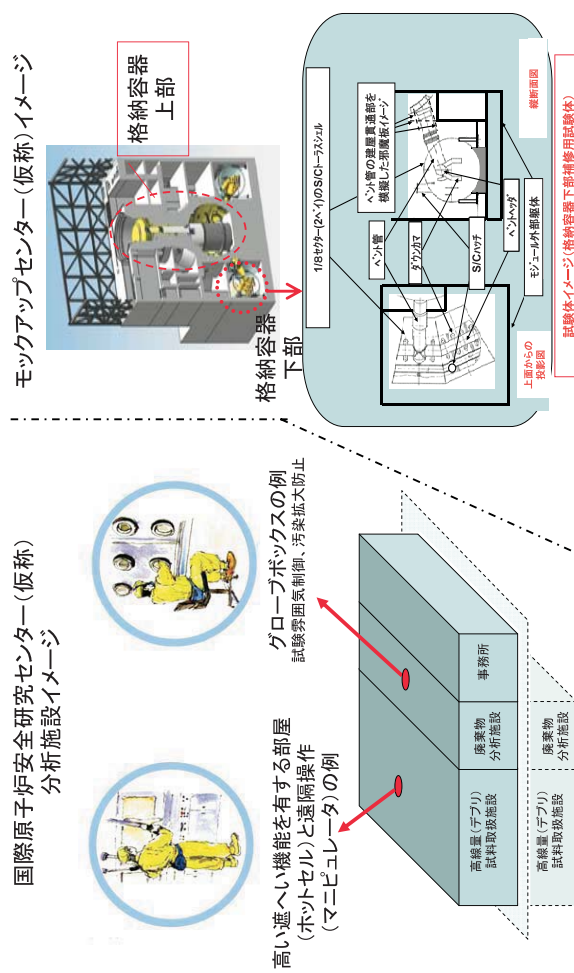


※ center of excellence：優秀な頭脳と最先端の設備環境をもち、世界的に評価される研究拠点を指す。

## I(1). 概略スケジュール(案)



### I(1). 研究拠点(案)



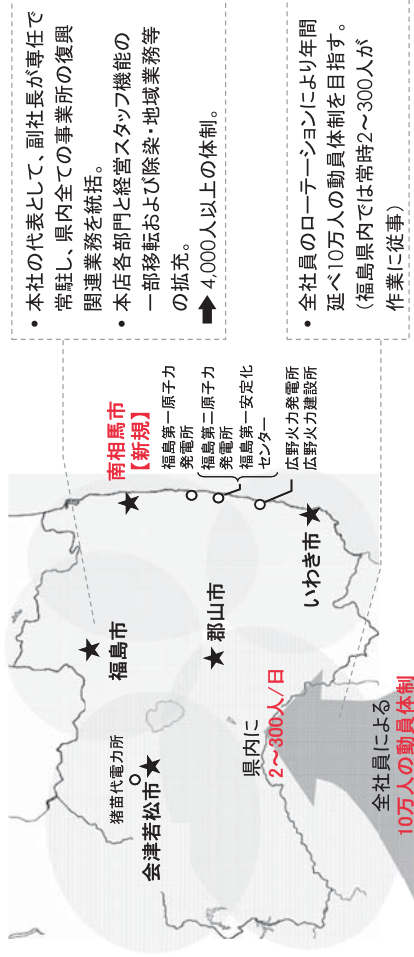
I：福島事故の責任を全うする（2）福島復興に向けた取り組みの深化

福島県民の皆さまの苦しみを忘れず共に再生するため、地元に着実に責任を全うし地域復興に貢献

| 計画期間における方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  | 骨子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| ・福島県へのコメントメント抜本強化<br>・「親身・親切的な賠償」の徹底・深化                                                                                                                                                                                                                                                                   |  | AP(7):「復興本社」の代表として、 <u>副社長が専任で常駐</u> 。その下に役員級を複数名配置し、県内全ての事務所の復興関連業務を統括。<br>:本店各部門と経営スタッフ機能を一部移転および除染・地域支援業務等の拡充により、 <u>500人規模で再編・増強</u> 。グループ会社も含めて <u>県内で4,000人以上の体制</u> で業務を遂行。<br>:福島本部会議(関係役員が参加し、関連業務に関する執行上の意思決定を行う)を創設・現地開催(毎四半期)。開催都度、県・自治体等への訪問、会長・社長の会見などを実施。                                                                                                                                          |  |
| 具体的な目標<br>(AP＝アクション・プラン)                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  | AP(8): <u>本部と拠点の整備</u> により、「賠償」・「地域支援」・「除染」や地域対応等の <u>各業務を統合するとともに、連携を強化</u> し、福島において <u>迅速に意思決定・実行</u> 。<br>AP(9):浜通りを中心に地域の経済復興や雇用回復・創出に繋がる事業を推進。『 <u>世界最新鋭の石炭火力発電所プロジェクト</u> 』、『 <u>Jヴィレッジの復興</u> 』などに検討着手。<br>AP(10):住宅については、仮設単身寮の代替施設を含め、各市町村の要望や復興計画を考慮しつつ、住民帰還が遅れる地域にも率先的に整備・入居。                                                                                                                          |  |
| ①福島県へのコメントメント抜本強化(2013年1月から順次)<br>ー地元本位の経営、地元コミュニケーションの抜本強化<br>AP(7)『福島復興本社(仮称)』を設置<br>AP(8)本社内に『福島本部(仮称)』と拠点を整備(福島市、郡山市、いわき市、南相馬市、会津若松市)<br>AP(9)福島復興・雇用創出プロジェクトの推進<br>AP(10)活動拠点と住宅の再整備<br>ー地元に着実に活動の抜本強化<br>AP(11)除染進展のために300人規模(現状の3倍)の体制を目指す<br>AP(12)復興支援に向けた各種活動の展開(全社員がローテーション、年間延べ10万人の動員体制を目指す) |  | AP(11):避難されている方々の帰還、県民の方々の安心につながる除染に尽力。<br>:放射線や除染技術に係る知見をもとに、環境省に相談しながら、市町村等のニーズに沿った人的、技術的協力を展開。<br>AP(12):支援参加を職務化。現状の5倍の動員体制を整備。線量モニタリングや住民一時立ち入り支援等の専門分野はもとより、 <u>一般のボランティアで行われている作業は原則全て対応</u> 。<br>:受入体制を強化(各拠点に増員配置)。ニーズ掘り起こしを先行開始。知識・技能研修も拡充。                                                                                                                                                             |  |
| ②「親身・親切的な賠償」の徹底・深化(2012年から順次)<br>ー組織と機能の再構築による迅速かつ適切な賠償の実施<br>AP(13)賠償対応部署(本賠償・ADR)を統合し、福島本部の所属とする<br>ー地元の御要望を踏まえた適切な賠償<br>AP(14)生活再建の礎である財物賠償の早期実施<br>AP(15)自主的避難等に係る損害賠償(2012年1月以降分)の実施                                                                                                                 |  | AP(13):組織統合と役員の業務分担見直し(2013年1月)により、ADR和解事例の本賠償基準への反映等、 <u>本賠償とADRの業務連携・情報共有を一層強化</u> 。<br>:統合後の賠償対応組織を福島本部の所属とする(2013年1月)こと等により、より円滑な地域対応や効率的な証憑収集等による手続迅速化を目指すとともに、被害者の方々の個別事情を賠償へ適切に反映。<br>AP(14):土地・建物について、登記未了物件の扱いや必要最低限の証憑入手方法等に関し国や自治体との協議・調整を早急に進めるとともに、家財および法人の償却資産等の賠償については、 <u>12月中に先行して受付を開始</u> 。<br>:現地社員の現場確認により証憑収集を効率的に行うなど、財物賠償手続きを迅速化・円滑化。<br>AP(15):福島県及び市町村との協議を早急に進め、 <u>12月に受付・支払を開始</u> 。 |  |

## I (2)．福島県へのコミットメント抜本強化

- 「福島復興本社（仮称）」を設置し、福島において迅速に意思決定・実行することにより、地元本位の経営、地元コミュニケーションを抜本強化。
- 除染進展および復興支援のための要員を大幅に増強。



## I (2)．福島県へのコミットメント抜本強化

- 「福島本部（仮称）」と拠点の整備により、「賠償」「地域支援」「除染」や地域対応等の各業務を統合するとともに、連携を強化。

地元に着着した活動の抜本強化

【賠償業務】



【除染業務】



【支援業務】





Ⅱ：世界最高水準の安全確保（１）原子力改革

従来の安全意識・組織風土を刷新し、世界最高水準の安全を自律的に実現

| 計画期間における方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・世界最高水準の安全意識と技術的能力及び社会との対話能力を有する組織として生まれ変わること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 具体的な目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ①原子力改革監視委員会、原子力改革特別TFの設置(2012年9月済)<br>ー各委員のご指摘・ご提言を真摯に受け止め、これまでの安全思想を根底から改める<br>ー二度と福島事故を繰り返さないために、社内事故調査報告書の結論にと<br>らわれることなく、聖域を設けず改革を推進<br>②原子力改革プランの策定(2012年12月)<br>ー経営トップから一従業員に至るまで、一人ひとりに安全文化(安全意識、<br>技術的能力、対話能力)が浸透している基盤と、その基盤に支えられた<br>分厚い組織(人材)作りのため、以下に取組み<br>AP(16):経営層の人物像明確化、幹部教育制度確立、スタッフ職強化<br>ー組織の改革<br>AP(17):深層防護※の積み重ねができる組織への変革<br>AP(18):緊急時組織の改編(ICSの導入)<br>ー業務プロセスの改革<br>AP(19):深層防護を積み重ねることができる業務プロセスへの変革<br>AP(20):安全意識と技術的能力を有する人材を育成するプログラムへ<br>の見直し、強化<br>ー規制当局・立地地域・社会との関係の改革<br>AP(21):透明性が高い規制当局との関係の実現。円滑なリスクコミュニ<br>ケーションを実現するため、スポークスパーンソンを配置<br>ー上記改革の具体的な成果を検証・公開<br>AP(22):ハード・ソフト両面の対策の着実な実施。不断の努力として<br>深層防護を積み重ね、これを公表<br>③原子力改革プランの実行(2013年1月～)<br>AP(23):改革プランの進捗状況の管理・見直し・公表 | 骨子<br>原子力改革監視委員会は4つの分科会(①国際協力、②内部規制、③技術、④緊急時対応・倫理)を<br>立ち上げ、各委員が役割を分担して、改革を監視・監督<br>AP(16):原子力のリスクを強く認識し、常に事故を起こさないという使命感を持った経営層を登用。また、<br>そのような経営層を養成するための幹部教育制度を確立し、経営層がリーダーシップを十分に<br>発揮できるようスタッフ(分野ごとの専門家)を強化し、配置。<br>AP(17):事故後の発電所の状況や環境変化をふまえ、現場を重視した原子力部門へ組織改編。<br>:緊急時組織へのスムーズな移行や安全意識の浸透のため、平常時の組織(GM制や請負<br>多層化などを含む)についても見直し。<br>:執行側を牽制する内部規制組織を設置し、リスク情報の分析結果や組織メンバーの見識等に<br>より、規制当局を先取りした安全対策を実施。内部規制組織には、安全文化に長けた社外<br>(海外を含む)の人材も招聘。<br>AP(18):米国防軍・消防等が採用する、災害現場での指揮に関する標準化されたマネジメントシステム<br>であるICS(Incident Command System)を導入。<br>:緊急時対応を的確に実施するため、平常時から責任と権限、指揮命令を明確化した体制を<br>構築し、この体制および能力を確認、養成していくため、緊急時作業を中心に直営化。<br>AP(19):発電量等に応じた一定割合の投資を可能にすることで、改善活動に対する金銭的な懸念<br>払拭。設備を管理している保全業務プロセスの標準化、システム化を行い、安全をじっくり<br>考える時間を捻出するなど、改善活動を活性化。<br>AP(20):直営作業の取組みに加えて、設備診断技術の育成等により、技術力を高め、安全に対する<br>気付き、改善を促す。<br>:緊急時および平常時の組織の各職位について、要件を明確化し、評価したうえで登用すると<br>ともに、候補者に対しては計画的な研修や人事ローテーション等を実施。<br>AP(21):規制当局とのやり取りについて、ホームページで公開する等の透明化を図る。<br>:立地地域や社会のみならず、リスクマップやプログラムレポートの公表を通じて、リスク<br>コミュニケーションを実施していく中で、スポークスパーンソンを養成。<br>AP(22):防潮堤、防潮壁、水密扉を設置したほか、電源車や消防車、車載型熱交換器などを配備<br>(ハード面)。これらの設備を運用するためのマニュアルの整備や訓練を実施(ソフト面)。<br>:これらの活動について、IAEAのレビューを受ける。深層防護の積み重ねの実施状況について、<br>スポークスパーンソンを通じて広くお伝えしていく。<br>AP(23):原子力部門等における改革プランの実行状況を監視し、必要に応じて改革プランの見直しを<br>実施し、その結果を四半期に1回プログラムレポートとして取りまとめ、公表。 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

※ 深層防護：安全確保対策を講じるにあたり、異常の拡大を想定し、それを防止・低減する対策を講じ、それを防止・低減する対策を講じることを繰り返して安全確保に高度の信頼性や確実性を確保する考え方 平成 24年11月7日 東京電力株式会社



Ⅱ：世界最高水準の安全確保（2）大震災等のクライシスにも負けない防災態勢・事業継続態勢の構築

東日本大震災の経験を活かし、種々の事業継続リスク対策の補強を行うことにより、“安定供給”を継続する能力を向上させ、社会の信頼に応える力を強化する

| 計画期間における方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>・東日本大震災での経験・知見を反映しつつ、深刻な事態が起こりうることを前提に、深層防護の考え方を取り入れた防災計画の策定と実行</p> <p>・大震災以外の最新の災害想定等に基づく新たな事業継続計画の策定、態勢整備</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 具体的な目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| <p>①東日本大震災での経験・知見を反映した防災計画の改善と実行（2013年3月）</p> <p>AP(24)東日本大震災で顕在化した防災上の課題や新たな知見の全社的集約と課題検討推進態勢の整備</p> <p>AP(25)上記に基づく、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等に備えた課題解決策の検討、実施</p> <p>AP(26)原子力災害と大規模停電の複合災害等における課題対応策の検討、実施</p> <p>AP(27)防災計画の円滑な実行を図るため、定期訓練の改善及び人と組織の非常時対処能力向上に向けた施策の実施</p> <p>AP(28)社内カンパニー制導入時にも復旧能力を維持できる防災態勢の策定</p> <p>AP(29)立川代替施設における訓練の充実</p> <p>②大震災以外の最新の災害想定等に基づく新たな事業継続計画の策定、態勢整備</p> <p>AP(30)新型インフルエンザ対策活動計画の見直し検討（2013年3月）</p> <p>AP(31)水害対策の推進（2013年度継続）</p> <p>AP(32)災害時における事業継続計画のレビューと課題検討（2013年3月）</p> <p>③社外の多面的な視点を取り入れた防災計画、事業継続計画の検証</p> <p>AP(33)防災計画、事業継続計画を社外の眼で検証する会議体の設置</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 骨子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| <p>AP(24)：既存組織である『総合技術委員会』および『防災対策委員会』の下に、『設備対策・復旧検討WG』『非常災害態勢検討WG』『ソフト面改善検討WG』を設置し、各種課題を分担して検討しつつ情報共有する態勢を整備。（2012年9月済）</p> <p>AP(25)：上記新設WG、首都直下地震対策支社長連絡会議等において下記の課題を抽出し、対応策を検討、実施。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・燃料入手困難解消のための供給元との連携や備蓄手段の強化</li><li>・本部長不在時の指揮責任者決定方法の改善（2012年9月済）</li><li>・データセンターの分散化によるシステムのバックアップ機能強化（2012年5月済）</li><li>・新しい地震想定に基づく設備の耐震性チェック</li><li>・対策拠点被災時の代替地点確保対策</li><li>・ハザードマップに基づく津波発生時の避難ルール等の整備</li><li>・本店建物被災時の代替施設への移動方法改善</li><li>・支店支社建物被災時の対応力強化</li><li>・災害情報システムの運用改善</li><li>・自動呼出・安否確認システムの改良等</li></ul> <p>AP(26)：下記の課題について検討・実施。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・原子力緊急対策本部を含めた対策本部設備を整備するため、<u>本店内に第2対策本部室を追加設置</u>（2012年7月済）</li><li>・原子力災害と大規模停電が発生した際の本部態勢の改善、運用方法などを検討</li><li>・原子力発電時の支援拠点計画やモニタリング、スクリーニング対応要員の養成など原子力部門と他部門が関係する対策について、部門間が協調した検討体制を設定</li></ul> <p>AP(27)：災害対応訓練内容の見直し、実行、評価およびフィードバック。</p> <p>AP(28)：今後決定されるカンパニー制の組織形態に応じて防災対応能力の低下が生じないように態勢を修正し、必要な条件整備について検討。</p> <p>AP(29)：立川代替施設へのヘリコプターを活用した移動訓練、ならびに対策本部設置訓練の実施。</p> <p>AP(30)：国の新型インフルエンザ対策行動計画の改定に伴う、当社の新型インフルエンザ対策活動計画の内容見直し検討。</p> <p>：以前の訓練や検討において認識された課題（態勢の一部変更、検温方法改善、罹患患者数集約方法の改善等）についても対策を実施。</p> <p>AP(31)：利根川や荒川の洪水、高潮等について、浸水マップによる被害想定を順次進め、対策について検討を継続。</p> <p>AP(32)：非常災害対策本部要員以外の社員の保護、非常災害対策以外の機能に関する事業継続計画をレビューし、必要な対策を構築。</p> <p>AP(33)：<u>社長をトップとする社外専門家を含めた会議体を設置し、防災態勢を含む各種事業継続計画について社外の眼で検証していただく場とする。</u></p> |  |

Ⅲ：責任を全うするための財務基盤づくり（１）サバイバルのためのコスト削減

自由化後も市場競争に生き残るため、あらゆる手段を活用した固定費・変動費の抜本的削減による収益体質の改善

計画期間における方針

- ・ 料金査定を踏まえ、総合特別事業計画のコスト削減額(10年平均3,365億円)から、更に年1,000億円規模のコスト削減上積み

具体的な目標

(AP=アクション・プラン)

①コスト削減体制の整備と追加コスト削減の実施

一社内横断的なコスト削減体制の整備(2012年度～)

AP(34) 調達取引を審査する「調達委員会」を設置(2012年11月)  
外部コストカッターを起用、抜本的な調達改革を実施

一コスト削減の上積み(2012年度～)

AP(35) 年1,000億円規模の追加コスト削減を検討・実施

AP(36) リスク限度の変更等まで踏み込むコスト削減を検討

AP(37) 競争調達拡大(5年以内に6割以上)を前倒し

②間接業務の徹底的効率化

AP(38) 本店を中心に間接業務を3割効率化(2015年度まで)  
組織のフラット化についても併せて検討

③グループ会社へのコスト削減展開

AP(39) 子会社のコストを2割以上削減

AP(40) 子会社の競争力向上に伴う連結での収益向上

骨子

AP(34): 企業再生・コスト削減に長けた外部有識者を委員とする「調達委員会」を設置。  
調達取引について、外部の視点から、社内横断的に厳しく審査、従来の調達構造・調達慣行  
を抜本的に見直し、より一層のコスト改善を持続的に実施、総合特別事業計画および追加  
コスト削減を確実に実現・深掘り。

AP(35): 料金査定を踏まえ、燃料費・修繕費・減価償却費等全ての費用について、あらゆる手段を  
活用したコスト削減策を検討、総合特別事業計画の削減目標額(10年平均3,365億円)に  
対し、更に年1,000億円規模の追加コスト削減に向けて具体方策を検討・実行。

AP(36): 自由化後の競争力確保を見据え、あらゆる費用について、設備リスクの限度の見直し等まで  
踏み込む抜本的なコスト削減を検討。

AP(37): 競争調達拡大・加速化に向け、「競争拡大分科会」において更なる検討を実施。  
「調達委員会」における競争原理が十分に働かない調達構造の見直し等と併せ、競争調達  
比率について「5年以内(2016年度まで)に6割以上」の達成前倒しに向けた、全社的な  
取組みを加速。

AP(38): 業務の抜本的な見直しやスタッフ機能のスリム化等により、2015年度までに、本店を中心に  
管理・間接業務を3割効率化。

外部専門家を交えた「間接業務効率化プロジェクト」において、最小組織単位における業務を  
分析、間接業務の効率化手法を詳細に検討し、実行。  
カンパニー制の導入等を踏まえた組織のフラット化についても、併せて検討。

AP(39): 料金査定等を踏まえ、電気事業の機能を分担する子会社のコストを2割以上削減。  
外部専門家を交えた「子会社・関連会社コスト削減プロジェクト」において、会社毎の削減策を  
詳細に検討し、実行。

AP(40): 子会社・関連会社の競争力向上に伴いグループ外取引を拡大、連結での収益向上を目指す。

Ⅲ：責任を全うするための財務基盤づくり（２）細分化された組織単位でのコスト管理の徹底

可能な限り細分化された組織単位での、自発的なコスト削減・収益拡大メカニズムの確立

| 計画期間における方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自発的なコスト管理・コスト削減が可能となる管理会計を導入</li><li>・ 社内取引ルールによる相互牽制・競争メカニズムの導入</li><li>・ 上記の成果の経営意思決定への徹底活用（資源配分・人事等）</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 具体的な目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| <p>①細分化された組織単位でコスト管理を徹底する管理会計の導入（2013年4月）</p> <p>AP(41)BS/PL等による管理会計の導入・運用開始</p> <p>AP(42)コスト管理組織単位のさらなる細分化によるコスト管理の徹底</p> <p>AP(43)「責任単位マネジメント制」の導入</p> <p>②社内取引ルールによる相互牽制・競争メカニズム導入（2013年度）</p> <p>AP(44)コスト構造を見える化し、組織間の相互牽制・競争を促進</p> <p>AP(45)組織目標と個人目標との関係を明確化し、社員一人ひとりのコスト意識、収益拡大意識を向上</p> <p>③経営意思決定への管理会計成果の徹底活用（2013年度から順次）</p> <p>AP(46)経営管理において管理会計数値を最大限活用（PDCA）</p> <p>AP(47)社外とのコミュニケーションツールとしても活用</p> |  |

| 骨子                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| AP(41):燃料・火力／送配電／小売の各カンパニーとコーポレートの組織単位で、全社に管理会計を導入。                                                                                                                                                                              | ;管理会計は、経営管理のツールとして <b>会社実態を可視化</b> し、経営判断のための情報を提供、現場と経営を一体化させる、社内コミュニケーションツール。<br>;カンパニー、コーポレート毎のBS/PL等と社内取引の導入により、財務会計と一致した数値で、月次による管理を徹底。                                                                         |
| AP(42):コスト管理は、 <b>カンパニー・コーポレート単位だけでなく部門・事業単位に細分化</b> （燃料・火力、送变电、配電、現業、販売、コーポレートの6分野×事業所単位）。                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                      |
| AP(43):「 <b>責任単位マネジメント制</b> 」では、部門・事業単位に各管理会計指標に対する <b>責任者を明確化</b> 。                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                      |
| AP(44): <b>全面自由化にともなう競争環境</b> を視野に、社内取引ルール、組織目標により、「社外」「カンパニー間」「カンパニー内」の <b>3つの競争メカニズムを導入</b> 。<br>－ <b>社外との競争</b> :社内取引価格と市場価格との比較<br>－ <b>カンパニー間の相互牽制</b> :社内取引に対する社内説明と相互確認<br>－ <b>カンパニー内の健全な競争</b> :カンパニー内同一機能間のパフォーマンス見える化 | AP(45):全社利益と社員一人ひとりの貢献のつながりを見える化し、行動目標に反映、コスト意識を向上。<br><br>AP(46):管理会計を社内共通指標・社内共通言語とし、 <b>あらゆる社内組織</b> において徹底活用。<br>－経営:経営資源配分決定（資金、人的リソース）、経営目標設定、対外説明ツール<br>－組織長:管理会計指標による組織マネジメント<br>－社員:全社利益とのつながりの見える化による一体感醸成 |
| AP(47):透明性強化と情報公開に向けた <b>IR活動</b> への活用。                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                      |

IV：新生東電の収益基盤づくり（1）HDカンパニー制を視野に入れた経営改革

電力システム改革に対応し、各事業部門の競争力を高めながら、自律的・自発的に収益拡大を進めるメカニズムを確立

計画期間における方針

- ・ 社内カンパニー制の導入と収益管理の徹底
- ・ 電力システム改革に対応した経営戦略の策定と組織形態の見直し  
（全面自由化に合わせ実施）

具体的な目標

（AP＝アクション・プラン）

①社内カンパニー制の導入と収益管理の徹底（2013年から順次）

AP(48)各事業分野長の自律的運営と成長を促進

AP(49)カンパニー間、カンパニー内（同一機能の組織間）での健全な競争と細分化された組織単位でのコスト管理を徹底

AP(50)全社利益は全社員が責任を持つ意識を共有

②先々の事業環境の変化に対応した経営・組織戦略の策定・実行（2013年から順次）

AP(51)全面自由化に向けた経営・組織戦略の策定・実行

AP(52)情報システムの再構築

骨子

AP(48):組織形態については、将来のHDカンパニー制※を視野におき、自由化・競争部門と中立的なネットワーク部門を区分した、燃料・火力／送配電／小売による社内カンパニー制を導入。

（注）電力システム改革議論、競争戦略等を踏まえ、組織形態については柔軟に検討

：経営層による全体の判断のもと、各事業分野の長が自律的に事業運営を行い、競争力を高めるとともに将来的な成長を促進。

：部門主義を克服するための積極的な人事ローテーションのルール化、経営人材の育成。

AP(49):カンパニー、コーポレート単位で、社内取引による管理会計を全社に導入、組織目標設定により健全な競争を促進。

：部門、事業単位別に細分化された組織によるコスト管理を徹底。  
（燃料・火力、送変電、配電、現業、販売、コーポレートの6分野×事業所単位）

AP(50):社内取引ルールにより、カンパニーが相互に牽制することで、合理化を促進（社員一人ひとりのコスト意識、収益意識の改革）。

AP(51):競合／顧客、収益構造の違いに応じた組織の見直し、部門間での戦略的な経営資源の融通、技術ノウハウ等の共有などを実施。

：燃料・火力事業のトップランナーに向けて、電源開発・リプレースの推進、燃料調達・運用の低コスト化。

：ネットワーク部門では、「世界一の次世代ネットワークを実現するネットワークサービスインテグレータ」に向けた、スマートメーターの配備等による新たな付加価値の創出、新エネルギーの導入拡大をリードする系統制御・運用の高度化・効率化。

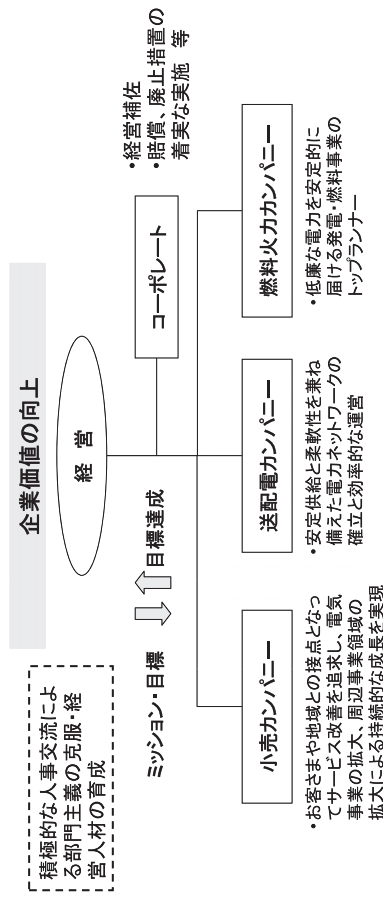
：小売部門では、「お客さまに選ばれたい会社」を目指した、お客さまセグメント別の競争戦略の構築、競争戦略に沿った組織形態への見直し、将来の販売事業が持つべき機能の明確化、それを見据えた人材育成。

AP(52):全面自由化に備えた抜本的な情報システムの再構築（顧客情報（販売／ネットワーク部門間の情報遮断）、需給・系統運用など）。

※ HDカンパニー制：ホールディングカンパニー制の略

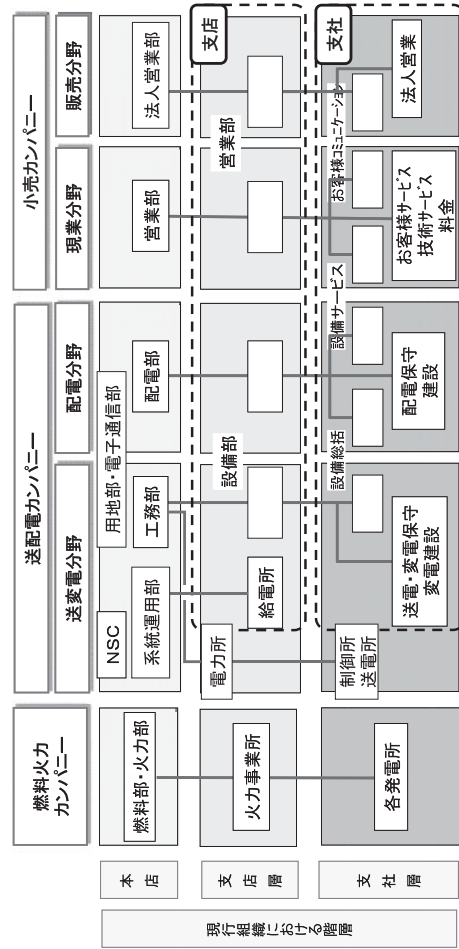
IV(1). 社内カンパニー制の下で目指す姿

- 電力システム改革に対応し、安定供給を果たしつつ、自由化部門(燃料・火力・小売)は、競合他社に勝ち抜く自律的な事業運営を実現し、将来的な成長を追求。中立部門(ネットワーク)は、より一層の透明性確保と公平なアクセスを提供。
- 各カンパニーの自律的成長の確保と会社全体としての利益拡大の両立により、企業価値を向上。



## IV(1). 社内カンパニー制導入時のイメージ(2013. 4～)

- 従来の店所長経営から各事業分野の長による自律的な事業運営(ガバナンス)に移行
- コスト管理の責任単位を、従来の支店レベルから支社レベル以下に細分化





IV：新生東電の収益基盤づくり（2）再生に向けた収益基盤づくり

低コストでお客さまに選ばれ、エネルギーサービスをご提供することを目的に、10年以内に「発電・燃料事業のトップランナー」「世界一の次世代ネットワークを実現するネットワークサービスインテグレーター」「セグメント別の小売競争への対応」に向けた基盤を構築

計画期間における方針

- ・燃料火力カンパニー：低廉な電力を安定的にお客さまにお届けするとともに、費用削減と売上拡大による利益・カンパニー価値を最大化
- ・送配電カンパニー：ネットワーク利用の中立性・公平性の向上を図り、利便性の高いネットワーク利用環境を構築（スマートメーター導入等）
- ・小売カンパニー：セグメント別戦略の構築、新規ビジネス進出による営業力強化に向けた態勢の確立

具体的な目標

(AP=アクション・プラン)

①燃料火力カンパニー

- AP(53)燃料費・固定費の抜本的なコストダウンの実施(2012年～)
- AP(54)石炭・高効率LNG火力へのリプレース、LNGを中心とした燃料費の低減(2012年～)

AP(55)海外事業・燃料事業投資の検討・実施(2013年～)

②送配電カンパニー

- AP(56)託送料金水準で業界トップクラス（系統信頼度でも業界トップクラス維持）(2012年～)
- AP(57)収益拡大に向けた各種施策（スマートメーターの導入推進等）の策定(2013年)

③小売カンパニー

- AP(58)リニューエーション提案を再構築し、10年後に需要獲得2,000億円/年と周辺事業売上獲得1,000億円/年を実現するアクションプラン策定(2013年)

AP(59)IPP入札などによる新規電源調達(2013年)

④海外事業

- AP(60)2020年までに海外コンサルティング事業の売上高20億円を達成するための体制を整備（～2014年）
- AP(61)IPP投資事業の利益3倍増を目指し当社の資金調達・拠出スキームを確立、アライアンスパートナーとの体制を強化（～2014年）

骨子

- AP(53):これまでの発想にとらわれないあらゆるコストダウン方策を検討・実施。  
:経済性のあるLNG・石炭火力の稼働最大化(定期検査工程の短縮・建設中電源の稼働前倒し)。  
:燃料の経済的な調達、機器点検・修理費用の削減等を実施。
- AP(54):IPP競争入札に勝ち抜き、競争力のある電源の開発を着実に推進することで、石炭火力比率の抜本改善、LNG火力の熱効率1割向上達成。  
:電源の開発にあたっては、中長期的成長を見据えた内外のエネルギー事業者等とのアライアンス組成により外部資本を導入。  
:調達数量の半分程度（最大1,000万t/年）までの北米産シェールガスなど軽質LNGの大幅な導入拡大に向けたアクションプランの策定。  
:燃料関連設備（LNG受入基地等）の共同運用体制の強化により、さらなる運用効率化を検討・実施。
- AP(55):内外の事業者と連携し、海外発電事業に積極関与。  
:燃料調達とパッケージで燃料サプライチェーン全体への関与を強化。
- AP(56):これまで万全を優先する考えが強く残っていた領域についても、コスト削減の可能性を探し、安定供給や安全を損なうことがないよう配慮しつつ、更に踏み込んだコスト削減方策を検討。  
:コスト削減による大規模停電や公衆災害の発生を回避するため、リスク管理を徹底。
- AP(57):スマートメーターの導入スケジュール(2014年～、2年で500万台、5年で1,400万台以上)を、要望に応じて積極的に前倒し。また、社内の関連ノウハウ・技術を集結。  
:ファミリー企業や自前インフラに拘泥しない、内外に開かれた「調達改革」を実施。
- AP(58):お客さまセグメント別リニューエーションモデルを活用した成長アクションプランの策定。  
:デマンドレスポンスの推進アクションプランの策定(2012年)  
:お客さま接点業務を通じたサービス改善・料金メニュー多様化と最適エネルギー提案の推進。  
:グループ企業・アライアンスパートナー企業との付加価値サービスの事業構築。  
:スマートメーター新ビジネスの推進（システム開発・事業化(2013年)、サービス開始(2014年～)）。
- AP(59):新規調達の火力電源はすべて入札。電源調達による競争力回復を目的に、既に入札実施を公表した260万kWに加えて高経年化火力のリプレース等に対応した1,000万kW規模の入札募集計画を策定。グリーン電源の割り当てによる選択料金を打ち出し。
- AP(60):メーカー・金融機関等と提携し、当社海外コンサルティング事業の知見・ノウハウを活用した電力システム輸出実現の体制を構築。
- AP(61):ユーラスエナジーやタイEGCO社等の既存事業会社を通じた案件開発の推進により収益基盤をより堅固にしつつ、信用力強化を図り、中長期的なIPP投資拡大に向けた体制を整備・強化。

IV：新生東電の収益基盤づくり（3）業務改革（人事、会計、目標設定、広報）

I～Ⅲの改革を加速化する、台目的・厳正なマネジメント体制の構築

計画期間における方針

- ・ 人事制度：実力主義を徹底。経営環境の不連続な変化の中で、改革を断行し成長を牽引するリーダー人材を創出
- ・ 管理会計：可能な限り細分化された組織単位での自発的コスト削減メカニズムの確立
- ・ 目標設定：責任単位での目標設定による責任の明確化と経営管理の徹底
- ・ 広報戦略：徹底した透明性強化・情報公開と「伝わる広報」の実践を通じ、社会の信頼を回復（世論調査の信頼性評価向上）

具体的な目標

（AP＝アクション・プラン）

① 人事制度改革

- AP(62)実力主義の徹底と「改革牽引人材」の創出
- AP(63)現場のミドルマネジメントの強化

② 管理会計

- AP(64)「責任単位マネジメント制」導入
- AP(65)社内取引による相互牽制メカニズムの導入
- AP(66)経営意思決定への管理会計成果の徹底活用

③ 目標設定

- AP(67)各カンパニー・カンパニー内の責任単位に収支改善・成長基盤強化等の目標を設定

- AP(68)きめ細かな経営管理(PDCA)

④ 広報改革

- AP(69)透明性強化、情報公開、リスクコミュニケーション・危機管理の充実・強化
- AP(70)経営トップが前面に立った広報と経営トップサポート体制の強化
- AP(71)福島復興本社に福島広報部（仮称）を設置

骨子

AP(62):処遇制度の見直し（等級大括り化、年俸制拡大等）、評価制度の見直し（改善・改革の加点点評価、アセスメント導入等）により年功打破・実力主義を徹底、社員の努力に報いる仕組みとすることで、業務の改善・改革を促し新しい時代に相応しい人材の選抜・任用を実現。  
: 人材育成見直し（育成カルデ導入、経営幹部候補層の育成体系構築等）を通じ、現場レベルまで人材をきめ細かく育成し活躍を促すとともに、経営幹部候補の選抜と計画的な鍛錬機会付与・抜擢を通じ、現場・経営の各レベルで改革を牽引する人材を創出。

AP(63): チームリーダーの職位化により、現場を中心にミドルマネジメントを強化し、現場レベルの業務効率化推進や技術・技能の継承を強化。

AP(64): 部門・事業単位に責任者を明確にし、細分化された組織でのコスト管理を徹底することで、自発的なコスト管理・削減メカニズムの確立。

AP(65): 社内取引ルール設定により3つの競争メカニズムを導入し、コスト意識、収益拡大意識向上。

AP(66): 経営管理のツールとして会社実態を可視化し、経営判断のための情報を提供。経営資源配分や人事等の決定や経営目標の設定に使用。

AP(67): 各カンパニーのミッションに基づく目標とKPIを管理会計指標とあわせ設定。第一線職場まで展開。目標と行動のつながりを見える化することで、組織の一体感を醸成、責任体制を明確化。

AP(68): 管理会計の月次管理とあわせて各組織の目標達成状況をショートインターバルで管理することでPDCAを実施。

AP(69): 事故の当事者として、社会への説明責任を果たすため、原子力設備等の潜在リスクやトラブル情報等の迅速・正確な発信、緊急時の広報体制や訓練を強化。

AP(70): 社外人材や女性スポンサーシップを登用し、経営トップによる広報をサポート。

: 安全対策、原子力等の社内改革、福島重視の姿勢、意識・行動改革の取り組み等を主体的に発信・可視化し、社会の皆さまのご関心・ご期待に能動的に応える広報を徹底。

AP(71): 福島復興本社に福島広報部（仮称）を設置し、東京と連携しつつ、地域への迅速・正確な発信、地域との対話力を強化。

原子力災害からの福島復興の加速に向けて

平成 25 年 12 月 20 日

原子力災害対策本部

## 目次

|                                                 |        |
|-------------------------------------------------|--------|
| はじめに                                            | … P 1  |
| (1) 早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える                      |        |
| (2) 福島第一原発の事故収束に向けた取組を強化する                      |        |
| (3) 国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速する                  |        |
| 1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する                        | … P 4  |
| (1) 帰還に向けた安全・安心対策の具体化                           |        |
| (2) 帰還のための必要十分な賠償                               |        |
| (3) 福島再生加速化交付金の新設等による帰還支援の充実                    |        |
| (4) 復興の動きと連携した除染の推進、除染実施後の更なる取組等                |        |
| (5) 避難指示解除の具体的な手順の提示                            |        |
| 2. 新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する                         | … P 8  |
| (1) 故郷に帰還できない状態が長期化する地域等の住民が新しい生活を始めるために必要十分な賠償 |        |
| (2) 復興拠点の整備                                     |        |
| (3) 帰還困難区域の今後の取扱い                               |        |
| (4) 双葉郡を始めとする避難指示区域の中長期・広域の将来像                  |        |
| 3. 事故収束（廃炉・汚染水対策）に万全を期す                         | … P 10 |
| (1) 予防的・重層的な汚染水対策の取りまとめと実施                      |        |
| (2) 国と東京電力の取組                                   |        |
| (3) 廃炉関連の拠点の整備                                  |        |
| 4. 国と東京電力の役割分担を明確化する                            | … P 12 |
| ～賠償、除染・中間貯蔵施設費用に関する具体的な対応～                      |        |
| (1) 基本的枠組み                                      |        |
| (2) 国と東京電力の新たな負担の在り方                            |        |
| (3) 東京電力等による取組について                              |        |
| おわりに                                            | … P 15 |
| (別紙)「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえた具体的な国の取組について  |        |

## 原子力災害からの福島復興の加速に向けて

### はじめに

安倍政権の発足以降、政府は、東日本大震災からの一日も早い復興、とりわけ原子力災害からの福島の復興・再生に向け、全力を挙げて取り組んできた。

政権発足直後に福島復興再生総局を設け活動を開始し、本年8月にはすべての避難指示対象市町村において、避難指示区域の見直しが完了した。

放射線の健康影響等に関する不安に応える対策、賠償や帰還支援、廃炉や汚染水問題など、多くの課題に関しても、その解決に向けた取組を本格化した。放射線の健康影響等に関する不安に応える対策に関しては、地元からの要請も受け、避難指示解除に向け、線量水準に応じた防護措置の在り方に関して原子力規制委員会において、本年11月に取りまとめを行った<sup>1</sup>。賠償に関しては、事故後2年を超えた現状で長期間にわたり故郷に帰還できない住民の方々への賠償の在り方も含め、原子力損害賠償紛争審査会が検討を始め、近く取りまとめる予定である<sup>2</sup>。帰還支援に関しては、経済対策で福島の早期再生を加速するための新交付金を設けることとした。東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」）の事故収束に関しては、廃炉の研究開発組織を立ち上げるとともに、汚染水処理対策委員会を設けるなど課題解決に向けた取組を開始した。

こうした中、与党からも、復興の加速に向けた提言<sup>3</sup>を3回にわたり受けている。本指針は、以上のような状況を俯瞰して、原子力災害からの福島の復興・再生を一層加速させるため、政府としての大きな方向性を示すものである。

---

<sup>1</sup> 原子力規制委員会においては、①帰還後の住民の被ばく線量の評価に当たっては空間線量率から推定される被ばく線量ではなく個人線量を基本とすべきこと、②住民が帰還し生活する中で個人が受ける追加被ばく線量を長期目標として年間1ミリシーベルト以下になることを目指していくこと、③避難指示の解除後に被ばく線量の低減・健康不安対策をきめ細かく講じていくことなどの考え方を取りまとめた。

<sup>2</sup> 原子力損害賠償紛争審査会においては、①帰還のための住居の建替え等に必要な賠償の追加、②新たな生活拠点での住居取得に必要な賠償の追加、③帰還困難区域等の住民に対する精神的損害賠償の一括払い等の検討を進めている。

<sup>3</sup> 「復興加速化のための緊急提言」（平成25年3月6日自由民主党・公明党）

「さらなる復興加速化のために」（平成25年6月18日自由民主党・公明党）

「原子力事故災害からの復興加速化に向けて」（平成25年11月8日自由民主党・公明党）



## （１）早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える

避難指示区域の見直しがすべて完了し、事故後３年となる来春以降、避難指示の解除が順次具体化すると見込まれている。こうした中、帰還を実現するために帰還後の雇用機会の確保やきめ細かな健康不安対策を求める声がある一方で、線量が高く帰還が容易ではない地域の住民の方々を中心に、故郷を離れ新たな生活を開始するための支援を求める声も顕在化しつつある。避難指示解除に向けた準備を始めた自治体がある一方で、帰還する意向がないとの住民の方々の声が大きくなりつつある自治体もある。

このように、事故発生から２年９か月が過ぎ、いつかは故郷に戻り故郷を再生させたいという思いと、生活を安定させるためには新しい生活拠点を定めざるを得ないという現実が混在している。この複雑な思いに応えていくためには、国は、復興の基本である帰還支援を大きく拡充・強化するだけでなく、故郷を離れて新しい生活を開始する住民の方々のための支援策も用意していかなければならない。

このため、国は、住民の方々や地元自治体が将来に向けて新たな一歩を踏み出すことができるよう、帰還支援と新生活支援の２つからなる支援策を提示する。これを踏まえ、国は、実情に即した福島再生を地元とともに具体化していく。

## （２）福島第一原発の事故収束に向けた取組を強化する

福島第一原発の事故収束は、福島再生の大前提である。廃炉や汚染水対策などの福島第一原発の事故収束は、東京電力が責任を持って取り組むことが基本であるが、過去に例を見ない大規模な事故からの廃炉作業であり、東京電力のみで対応することは難しい。

このため、住民の方々や地元自治体が安心して故郷の再生に取り組んでいけるよう、福島第一原発の事故収束に向け、国が果たすべき役割を明らかにし、国、東京電力、その他の国内外の関係者の力をどう結集し、どう福島第一原発の事故収束を実現するのか、その方策も明らかにする。

### （３）国が前面に立って原子力災害からの福島再生を加速する

原子力災害から一日も早く福島を再生させることは国の責務である。原子力政策を担ってきた国は、住民の方々や地元自治体が、将来に向けて多様な選択が行えるよう、十分な支援策を用意し、地元とともに悩み考えながら福島の再生を実現していく。

このことは、国が、国民に協力を求めながら福島再生を実行していくことに他ならない。廃炉・汚染水対策、生活の再建、除染やインフラ整備・街づくりなど、福島の再生のために必要なすべての課題に対して、国民の理解と協力を得ながら、地元とともに、国も東京電力も、なすべきことは一日でも早く、という姿勢で取り組んでいく。

## 1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する

避難指示解除準備区域や居住制限区域では、来春以降、避難指示解除に向けた動きが順次本格化することが見込まれている。故郷への帰還を現実のものとするため、まずは、線量水準に応じた防護措置を具体化・強化する。同時に、帰還する住民の方々のための賠償を充実し、支援策も拡充する。インフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業を進める。帰還準備のための宿泊を実施し、地元と協議しながら、避難指示の解除を進める。避難指示の解除後は、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化させ、軌道に乗せていく。

### (1) 帰還に向けた安全・安心対策の具体化

帰還に伴う放射線の健康影響等に関する不安に応えるため、日常生活や行動等によって異なる個々の住民の方々の個人線量を丁寧に把握する。その上で、個々人の被ばく低減・健康不安対策を、国が、将来にわたり責任をもって、きめ細かく講じていく。

具体的には、原子力規制委員会の「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」<sup>4</sup>を踏まえ、住民の方々の自発的な活動を支援する以下を柱とした総合的・重層的な防護措置を講じる（詳細については、別紙『「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえた具体的な国の取組について」参照）。

- ・ 国が率先して行う個人線量水準の情報提供、測定の結果等の丁寧な説明なども含めた個人線量の把握・管理
- ・ 個人の行動による被ばく低減に資する線量マップの策定や復興の動きと連携した除染の推進などの被ばく低減対策の展開
- ・ 保健師等による身近な健康相談等の保健活動の充実や健康診断等の着実な実施などの健康不安対策の推進
- ・ 住民の方々にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーションの実施
- ・ 帰還する住民の方々の被ばく低減に向けた努力等を身近で支える相談員制度の創設、その支援拠点の整備

<sup>4</sup> 「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」（平成 25 年 11 月 20 日原子力規制委員会）

上記の対策は、個々の地域ごとに地元とともにロードマップを策定し、地元の実情や意向に合わせて着実に実施する。また、現場での実施状況や個人線量の低減状況を確認しながら、必要な見直し・拡充を行う。

以上の対策を通じ、住民の方々が帰還し、生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを引き続き目指していく。また、線量水準に関する国際的・科学的な考え方を踏まえた我が国の対応について、住民の方々に丁寧に説明を行い、正確な理解の浸透に努める。

## （２）帰還のための必要十分な賠償

現在の財物賠償では、特に古い住宅に住んでいた住民の方々にとっては、賠償金額が低額となり、荒廃した自宅を再び住める状態にするための費用が十分に賄えないとの声がある。避難指示の解除後、賠償がどの程度の期間継続するのか明らかにして欲しいとの声もある。こうした声に応え、原子力損害賠償紛争審査会において、新たな指針を策定し、以下の賠償を追加する。

- ・ 住宅の修繕や建替え等に係る賠償  
住宅の修繕、解体・建替えに必要な費用について賠償を追加
- ・ 精神的損害等の賠償  
避難指示の解除後1年間は精神的損害や避難費用の賠償を継続

さらに、避難指示解除後の帰還に伴う生活再建への配慮が足りないとの声に応えるため、早期に帰還する住民の方々が直面する生活上の不便さに伴う費用についての賠償（早期帰還者賠償）も追加する。

国は東京電力に対して、上記の追加賠償の円滑な実施に向け指導を行う。

## （３）福島再生加速化交付金の新設等による帰還支援の充実

地元自治体が直面する課題は各自治体によって様々であり、各自治体からはそれぞれの実情に応じた施策を住民の方々と話し合いながら柔軟に展開したい、このための支援策を充実して欲しいとの声が強い。

このため、今回の経済対策（平成 25 年度補正予算）及び平成 26 年度予算から、新たな交付金として「福島再生加速化交付金」を創設する。

本交付金では、放射線不安を払拭する生活環境の向上、帰還に向けた安全・安心対策、町内復興拠点の整備、農業・商工業再開の環境整備等の新たな施策と、現行では個別に実施していた長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括した多様な事業メニューの中で、地元が自主的・主体的に実施することを可能とした。また、この交付金を活用して、地域に根付いたきめ細かなニーズに対応した事業を展開し、帰還した住民の方々の支援を行いながら復興を加速することも可能となる。

新交付金を、インフラの復旧、商業機能や医療・介護施設、学校の復旧、雇用の創出、風評被害対策、営農再開支援等に係る他の事業とも連携させつつ、福島再生を加速する原動力としていく。

#### （４）復興の動きと連携した除染の推進、除染実施後の更なる取組等

個々の市町村の状況に応じ、地元とも相談の上で除染スケジュールの見直しを進める中で、帰還に向けた環境をなるべく早く整えるため、住民の方々の声に応え、除染の加速化・円滑化のための施策を総動員する。

具体的には、以下に取り組む。

- ・ 除染とインフラ復旧の一体的施工や居住地周辺の重点的实施等、復興の動きと連携した除染の推進
- ・ 除染の際に考慮する情報として個人線量を活用することの検討
- ・ 効果の高い新技術を積極的に採用できる仕組みの推進
- ・ 除染の加速化・円滑化に有効な取組事例の横展開
- ・ 除染に関する分かりやすく丁寧な情報の提供

現在計画されている除染を実施した後の更なる取組については、復興のインフラ整備・生活環境整備という公共事業的観点から、帰還者・移住者の定住環境の整備等、地域再生に向けた取組として実施する。

除染に伴い生ずる土壌等を安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設等は、除染の推進に必要不可欠な施設であり、本年 12 月 14 日に、これまでの現地調査や有識者による検討等を踏まえ、地元以案を提示し、受入



れの要請を行った。引き続き、地元に対し施設の必要性や安全性についての丁寧な説明を行うこと等を通じ、できるだけ早期に地元の理解を得て、建設に着手できるよう努める。

## （５）避難指示解除の具体的な手順の提示

避難指示は、住民の方々の生命・身体の危険を回避するために原子力災害対策特別措置法に基づき発出されたものであるが、避難指示が継続することで、住民の方々に不便な生活を強いる状態が継続している。

こうした状態を解消し帰還を可能にするため、上記（１）から（４）までに掲げる取組を通じて住民の方々の不安や懸念を払拭する。同時に、避難指示解除の要件<sup>５</sup>が概ね充足された地域において、個人線量の把握や専門家による健康相談等の体制を整え、帰還準備のための宿泊を実施する。その上で、地元との協議の上で、避難指示を解除する。

避難指示が解除された後、復興に向けた施策を一層本格化する。住民の方々の放射線による健康不安等に応える施策も継続していく。これによって、復興を軌道に乗せつつ、長期的に個人が受ける追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト以下になることを引き続き目指していく。

---

<sup>５</sup> 避難指示解除の要件（「ステップ２の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成 23 年 12 月 26 日原子力災害対策本部決定）より）

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

## 2. 新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する

避難指示が継続し、故郷に帰還できない状態が長期化する帰還困難区域等の住民の方々に対しては、移転先・移住先での新しい生活を始めるために必要な費用について追加の賠償を行う。あわせて、町内外の復興拠点を整備し、コミュニティの維持が図れるよう努めていく。また、新たな生活を選択する住民の方々への支援を設ける中では、地元自治体をどう復興再生するかという課題にも取り組む必要がある。国は、中長期、広域の視点も含めた地域の将来像について、地元自治体との話し合いを本格化する。これにより、先行きが見通せない一方で、新しい土地での生活を始めることもできないという不安定な状況を改善し、個々人が自らの判断に基づき今後の生活設計ができる環境を整える。

### (1) 故郷に帰還できない状態が長期化する地域等の住民が新しい生活を始めるために必要十分な賠償

現在の財物賠償では、新しく生活拠点を定めようとする住民の方々にとって、新たに宅地や住宅を購入する費用が十分賄えないとの声がある。また、事故後6年後以降の精神的損害への賠償がどうなるかが明らかでなく、生活再建の見通しが立てにくいとの声もある。こうした声に応え、原子力損害賠償紛争審査会において、新たな指針を策定し、以下の賠償を追加する。

- ・ 住居確保に係る賠償

帰還困難区域等の住民の方々や個別の事情により他所で新しく生活拠点を定める必要がある住民の方々に対して、移住先等での宅地・住宅の取得に必要な費用について賠償を追加

- ・ 精神的損害の賠償

帰還困難区域やそれに相当する帰還見通しの立たない居住地の住民の方々に対して、見通しのつかない長期間にわたり帰還できないことに対する精神的損害を一括で賠償

国は東京電力に対して、上記の追加賠償の円滑な実施に向け指導を行う。

### (2) 復興拠点の整備

避難指示が継続することにより、故郷に帰還できない状態が長期化する地域等の住民の方々のための生活拠点の整備を求める声に応えるため、これまで進めてきた避難期間が長期に及ぶ避難者等のための町外の生活拠点の確保に加え、福島再生加速化交付金を活用し、町内復興拠点の整備などを進める。これにより、コミュニティの維持を図りながら新たな生活を始めることの一助とする。

### （３）帰還困難区域の今後の取扱い

上記（１）及び（２）の取組を実施しつつ、帰還困難区域における除染モデル事業の結果等を踏まえた放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、地域づくりや除染を含めた同区域の今後の取扱いについて、地元とともに検討を深めていく。

### （４）双葉郡を始めとする避難指示区域の中長期・広域の将来像

新たな生活を始める住民の方々への支援を行うに当たっては、同時に、双葉郡を始めとする避難指示区域の将来像について、中長期的に、かつ、広域の視点で、検討を始める必要がある。国が、地元の意見を十分踏まえつつ、検討を進める。

### 3. 事故収束（廃炉・汚染水対策）に万全を期す

福島第一原発の事故収束は、福島再生の大前提である。廃炉については、中長期ロードマップ<sup>6</sup>を踏まえ、安全かつ確実に進める。特に汚染水問題については、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」<sup>7</sup>を踏まえ、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て、必要な対策を実行していく。

#### （１）予防的・重層的な汚染水対策の取りまとめと実施

予防的・重層的な対策として、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」<sup>8</sup>を着実に実施する。

このうち、港湾内の浄化や土壌中の放射性物質除去等に係る技術の検証等、技術的難易度が高く、国が前面に立つ必要があるものについては、平成 25 年度補正予算を活用して取り組む。

#### （２）国と東京電力の取組

##### ① 国の取組

今後、廃炉・汚染水対策にかかる司令塔機能を一本化し、体制を強化するため、「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」を、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」に統合するとともに、関連する組織の整理を行う。

福島第一原発の廃炉に向けた取組は、終了までに 30～40 年程度かかると見込まれており、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」で決定した大方針や中長期計画を着実に進めるため、内外の専門人材を結集し、技術的観点か

---

<sup>6</sup> 「東京電力（株）福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成 23 年 12 月 21 日原子力災害対策本部・政府・東京電力中長期対策会議）

<sup>7</sup> 「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」（平成 25 年 9 月 3 日原子力災害対策本部）

<sup>8</sup> 「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」（平成 25 年 12 月 20 日原子力災害対策本部）

ら新たな支援体制を構築する。その際、廃炉支援業務と賠償支援業務の連携の強化に向け、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）の活用も含めて検討する。

## ② 東京電力の取組

炉の設置者であり、現場に精通し、作業に取り組んできた東京電力に対しては、実施主体としての責任を引き続きしっかりと果たすことを求める。廃炉に向けた安全対策に万全を期すため、これまでに手当てした約1兆円と同程度の支出が必要になっても対応できるよう、コストダウンや投資抑制により、今後10年間の総額として更に1兆円を確保することとなっており、この点を着実に実施することが求められる。

廃炉・汚染水問題に優先的に取り組む上で適切な意思決定がなされる社内体制を確保するため、可及的速やかに行う対策として、東京電力は、社内分社化をするとともに、廃炉・汚染水対応の総責任者として迅速に意思決定を行う権限を有する廃炉汚染水対策最高責任者の設置や、必要な人的・資金的リソースの投入を決定する独立会議体の設置等を行うことが必要である。

東京電力が、責任主体として、廃炉・汚染水対策に持続的に集中して取り組むため、電力システム改革における制度改革を踏まえて、発電・燃料事業、送配電事業、小売事業をそれぞれ子会社として電力供給等に専念させ、東京電力本体はその収益を活用することなどにより、全社的な観点から資源を投じて廃炉・汚染水対策に取り組むことが必要である。

## （３）廃炉関連の拠点の整備

今後、30～40年程度かかると見込まれる廃炉の取組を円滑に進めていくためには、その周辺地域において、国内外の専門人材を集め、ロボットや分析技術を始めとする多岐にわたる廃炉関連技術の研究開発拠点やメンテナンス・部品製造を中心とした生産拠点も必要となり得る。こうした拠点の在り方について、地元の意見も踏まえつつ、必要な検討を行っていく。



## 4. 国と東京電力の役割分担を明確化する

### ～賠償、除染・中間貯蔵施設費用に関する具体的な対応～

福島再生には、廃炉・汚染水対策のほか、賠償、除染・中間貯蔵施設事業など、十分な資金的手当てなくしては進まない事業が多い。このため、福島再生を滞りなく進めるためには、国が前面に出る意味を明らかにし、国と東京電力の役割分担を明確にせねばならない。国と東京電力の役割について、以下の方針のとおり整理することにより、除染・中間貯蔵施設事業を加速させ、国民負担を最大限抑制しつつ、電力の安定供給と福島再生を両立させる。

#### (1) 基本的枠組み

被災者・被災企業への賠償は、引き続き、東京電力の責任において適切に行う。また、実施済み又は現在計画されている除染・中間貯蔵施設事業の費用<sup>9</sup>は、放射性物質汚染対処特措法<sup>10</sup>に基づき、復興予算として計上した上で、事業実施後に、環境省等から東京電力に求償する<sup>11</sup>。

東京電力において必要となる資金繰りは、原子力損害賠償支援機構法（以下「機構法」）に基づき、機構への交付国債の交付・償還により支援する。

このため、平成 26 年度予算において、機構に交付する交付国債の発行限度額を引き上げる。

---

<sup>9</sup> 現時点において、環境省の試算等によれば、実施済み又は現在計画されている除染（汚染廃棄物処理を含む。以下同じ。）の費用は約 2.5 兆円程度、中間貯蔵施設（建設・管理運営等）の費用は約 1.1 兆円程度と見込まれる。これらや賠償を踏まえ、平成 26 年度予算において、機構に交付する交付国債の発行限度額（現行 5 兆円）を 9 兆円に引き上げる。

なお、上記の費用見込みは、上記の交付国債発行限度額の算定のためのものであり、今後速やかに計数を精査するとともに、除染・中間貯蔵施設事業の進捗等に応じて、適時に見直す。

<sup>10</sup> 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）

<sup>11</sup> 上記除染・中間貯蔵施設費用の求償に対して東京電力は支払うこととなるが、その対応を一層円滑にするため、同社の自律的な資金調達を阻害しないための財務会計面の対応について、その導入に向けて、関係省庁・機構・東京電力が連携して検討する。

## （２）国と東京電力の新たな負担の在り方

交付国債の償還費用の元本分は、原子力事業者の負担金を主な原資として、機構の利益の国庫納付により回収される。ただし、福島再生に向けて除染・中間貯蔵施設事業を加速させるとともに、国民負担の増大を抑制し、電力の安定供給に支障を生じさせないようにする観点から、以下の見直しを行う。

機構が保有する東京電力株式を中長期的に、東京電力の経営状況、市場動向等を総合的に勘案しつつ、売却し、それにより生じる利益の国庫納付により、除染費用相当分の回収を図る。売却益に余剰が生じた場合は、中間貯蔵施設費用相当分の回収に用いる。不足が生じた場合は、東京電力等が、除染費用の負担によって電力の安定供給に支障が生じることがないように、負担金の円滑な返済の在り方について検討する。

中間貯蔵施設費用相当分については、事業期間（30 年以内）にわたり、機構に対し、機構法第 68 条に基づく資金交付を行う<sup>12</sup>。このための財源は、エネルギー施策の中で追加的・安定的に確保し、復興財源や一般会計の財政収支には影響を与えない。

## （３）東京電力等による取組について

上記の措置は、東京電力の改革が前提である。東京電力は、福島の再生に正面から向き合うとともに、廃炉・汚染水対策のために十分な体制を確保しなければならない。また、電力システム改革を先取りして自ら実行し、分社化など従来の発想にはない経営改革や、燃料調達コスト削減のための他企業との包括的なアライアンスなど大胆な企業戦略の断行を通じて、エネルギーの低廉かつ安定的な供給及び新たなサービスの提供等により、需要家の期待とニーズに応えていくことが求められる。そのことが、企業価値を高め、結果として除染等費用相当分の早期回収及び国民負担の抑制につながる事となる。これらの取組については、電力システム改革や電気事業の環境変化等を踏まえつつ、機構において政府と協議の上でその進捗

---

<sup>12</sup> 平成 26 年度のエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の歳出予算に 350 億円程度を計上し、その財源は、エネルギー関係の歳入歳出予算全体を編成する中で捻出する。以後の年度においても同様に対応することとし、毎年度必要額を計上する。

について定期的に点検を行い、その結果を踏まえ、機構保有株の議決権や売却の在り方等についても検討を加える。

政府による措置の前提となる東京電力の改革は、金融機関の一段の関与・協力が不可欠と考えられる。かかる観点から、金融機関には、上記の東京電力による前例のない取組に対する協力が求められる。これにより、東京電力の改革が確実に実行に移され、政府による取組とあいまって福島再生を加速することにつながるものである。

## おわりに

本指針では、原子力災害からの福島復興・再生を加速するため、避難指示区域の住民の方々、地元自治体に対して、将来に向けた判断の一助となるよう包括的な支援策の方向性を提示するとともに、国や東京電力が福島第一原発の安定に向けどのような方策を講じていくのか、また国と東京電力は福島再生においてどういう役割を担っていくのかを明らかにした。

本指針を出発点とし、今後、国は、地元と十分に協議し、福島の再生の道筋を順次具体化していく。すなわち、避難指示の解除・早期帰還の実現に向け、市町村ごとの実情に即した取組を実施する。同時に、帰還困難区域等の将来像について地元と一緒に検討を深めていく。

国は、この指針を、いまだ避難生活が継続している 10 万人を超える原子力災害の被災者の方々の生活再建と、地元自治体の自立、再生への出発点として、活用し、充実し、具体化していく。

「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえた  
具体的な国の取組について

国は、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」(平成 25 年 11 月 20 日原子力規制委員会)(以下「基本的考え方」)を踏まえ、帰還に向けた取組を講ずるに当たっては、地元の意向を十分斟酌しつつ、事業を実施し、又は地元自治体の実施できるための財政措置などの環境整備を行うこととし、個々の地域や住民の方々のニーズに応じて、柔軟に対策の追加等を行うことを基本原則とする。

1. 「住民の帰還の判断に資するロードマップの策定」について【基本的考え方 3. (1)】

- ① 帰還に伴う放射線の健康影響等に対する不安に応えるため、日常生活や行動等によって異なる個々の住民の方々の個人線量を丁寧に把握する。その上で、個々人の被ばく低減・健康不安対策を、国は、将来にわたり責任をもって、きめ細かく講じていく。

原子力規制委員会の「基本的考え方」を踏まえ、住民の方々の自発的な活動を支援する、「個人線量の把握・管理」、「被ばく低減対策」、「健康不安対策」、「住民にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーション」、「相談員の配置とその支援拠点の整備」を柱とした総合的・重層的な防護措置を講じる。

- ② ①の対策について、地域ごとに、どの時期に、どのような対策が、どのような仕組みで利用できるかを示したロードマップを地元とともに策定し、「早期帰還・定住促進プラン」(平成 25 年 3 月 7 日福島復興再生総括本部)に基づく工程表等とともに提示し、地元の実情や意向に合わせて着実に実施していく。また、ロードマップは、現場での実施状況や個人線量の低減状況を確認しつつ、必要な見直し・拡充を行う。

- ③ 以上の対策を通じ、住民の方々が帰還し、生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間 1 ミリシーベルト以下になることを引き続き目指していく。また、線量水準に関する国際的・科学的な考え方を踏まえた我が国の対応について、住民の方々に丁寧に説明を行い、正確な理解の浸透に努める。

2. 「帰還の選択をする住民を総合的に支援する仕組の構築」について

【基本的考え方 3. (2)】

(1) 帰還の選択をする住民を身近で支える相談員の配置

- ① 帰還の選択をする住民の方々が、帰還後に自ら個人線量を把握・理解し、その結果



等に着目した被ばく低減対策等を探り、放射線と向き合いながら生活していくため、また、日常生活や将来に向けての生活再建・生活設計の支援、避難の継続に伴う不安の解消や故郷の復興・再生やコミュニティの復活など、帰還した地域の生活環境の向上に資するため、各市町村が地域の実情に応じて選出する相談員の配置や住民の方々からの要望にワンストップで応えられる相談員の活動を継続的に支援する。

- ② 相談員の配置時期、担い手、担わせる役割、活動内容等については、各市町村による自主的な選択を基本とし、国は、各市町村からの求めに応じ、相談員体制の整備に協力することとする。なお、相談員としては、例えば、自治会の代表者や地元自治体の職員、地元自治体の職員であった者、社会教育指導員、各市町村で活動する保健医療福祉関係者等などが想定され、放射線に関する知識等の住民の方々への伝達、個人線量測定結果を踏まえた、例えば、コミュニティ単位での詳細なモニタリングの提案、故郷の復興・再生やコミュニティの向上に資する取組の提案等を通じて、住民の方々の自発的な活動を支援する中心的な役割を果たしていくことが期待される。

## （２）相談員の活動を支援する拠点の整備

- ① 相談員の活動を科学的・技術的な面から組織的かつ継続的に支援するため、関係省庁が連携して、相談員だけでは解決が困難な住民の方々の放射線による健康不安等の幅広いニーズにワンストップで対処できるような、以下の機能を有する相談員の活動を支援する拠点の体制を整備し、各市町村だけでは解決が困難な専門的課題に対応できる仕組みも構築する。
- ・相談員を科学的・技術的に支援するための専門家ネットワークの構築（放射線防護の専門家、環境モニタリングの専門家、保健医療福祉関係者等で構成）
  - ・相談員の放射線に関する知識の習熟のための研修
  - ・住民の方々の健康不安対策に資する、地域の個人線量結果等の継続的な把握
  - ・帰還の選択をする住民の方々の放射線による健康不安等の幅広いニーズに対応する相談体制
  - ・相談員と連携し、各市町村が住民の方々のニーズに応じて自主的に取り組む活動に対する専門的な知見の提供
- ② 本拠点は、相談員の活動状況や地域の復興状況に応じて、専門家ネットワークを構成する専門分野の追加・変更を図るなど、放射線による健康不安等の対策に資する機能を柔軟に変更していくこととする。

### 3. 「住民の帰還の選択を支援する個々の対策とその実施の際に考慮すべき課題」について 【基本的考え方（別紙）】

#### （１）個人線量の把握・管理

- ① 住民の方々が帰還するか否かの判断に資するよう、帰還する前から、帰還後に想定される個人線量の水準をあらかじめ把握するため、避難指示解除準備区域等で活動する国や自治体の職員や「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」の宿泊者など、日常的に避難指示解除準備区域等に立入りをしている人の個人線量について、行動パターンや職業等とともに把握する。また、把握した情報等を活用してマップを作成するなど、住民の方々に分かりやすく情報を提供する。
- ② 個人線量の測定に当たっては、測定の趣旨、個人線量計の使い方や測定結果を活用した相談事例などについて、専門家や相談員等からの丁寧な説明を受ける機会を確保するとともに、相談員等が測定等に関する相談に随時応じられる体制を整備する。その際、説明機会の規模や相談体制などについては、地元の意向が反映されるようにする。個人線量計の付帯を望まない方に対しては、地域の個人線量の水準について情報提供するため、測定した住民の方々の意向を慎重に確認した上で、地元自治体に対し、個人が特定されない形で地域の測定結果等の提供等を実施する。  
また、国は、日常における個人線量計の携行方法など、個人線量の共通的な測定・評価方法についてガイドラインを策定する。
- ③ 県民健康管理基金等を活用して実施している個人線量の測定結果は、福島県が県民健康管理基金を活用して構築するデータシステム上で、健康診査等の県民健康管理調査で得られた結果と統一的に管理を行う。  
また、上記のデータについては、個々の住民の方々の求めに応じて提供できる仕組みの構築を検討するとともに、事前に同意取得を行うなど個人情報の取扱いに配慮した上で比較できるようにする。
- ④ 個人線量の測定結果について、相談員等から、測定期間中の行動の聞き取りなどを踏まえた丁寧な説明とともに、被ばく低減のためのアドバイスや対策などを受けられるようにする。

#### （２）被ばく低減対策

- ① 住民の方々の要望や行動パターンに応じた、生活圏の空間線量率の測定、井戸水、土壌等のきめ細かなモニタリング、避難指示区域におけるモニタリングポストの増設を行うとともに、無人ヘリコプター等による航空機モニタリングや走行サーベイ等の地上モニタリングによる生活圏の精密な線量マップの作成を行う。

また、モニタリングの実施に当たっては、通学路や学校等の児童関係施設周辺のモニタリングも含め、市町村の状況、住民の方々の要望や行動パターン等に応じ、地域の自主性を重視したモニタリングを可能とする。

- ② ①のモニタリング結果については、国・県・市町村等の様々な機関で測定・記録されている様々なモニタリングデータを統合し、地図上に高線量域等を示すなど、分かりやすく示すとともに、科学的知見に基づいた丁寧な説明を行う。
- ③ 除染とインフラ復旧の一体的施工や居住地周辺の重点的实施等、復興の動きと連携した除染の推進、除染の際に考慮する情報として個人線量を活用することの検討、効果の高い新技術を積極的に採用できる仕組みの推進、除染の加速化、円滑化に有効な取組事例の横展開、除染に関する分かりやすく丁寧な情報の提供等に取り組む。
- ④ 更なる線量低減効果が期待できる生活環境の向上や健康管理・健康不安対策について、地元自治体の取組をきめ細かく支援する。具体的には、個人線量の測定結果や①のモニタリング結果に基づき、生活圏において個人線量への影響が大きいと考えられる地点の遮へい・改修等について、例えば、コミュニティ単位での対策の策定を支援し、花壇の設置や道路側溝の有蓋化、掲示板の設置などの実施を可能とする。
- ⑤ 内部被ばくの低減対策として、出荷されている食品の放射性物質の濃度の継続的な測定に加え、自家消費・自家栽培作物等の放射性物質の濃度測定を簡易に行えるよう、地元のニーズに応じ、例えば、コミュニティ単位で、検査機器等を設置するとともに、必要に応じて測定方法を説明する体制を整え、住民の方々の測定を支援する。

### (3) 健康不安対策

- ① 関係省庁が連携して、放射線に対する健康不安やそれに伴い外出を控えることなどによる生活習慣病等に向き合うため、保健師等による身近な健康相談等の保健活動、保健医療福祉関係者の確保やその人材育成・研修など、各市町村又は地域に根を張った保健医療福祉関係者の活動を実施する。
- ② 県民健康管理調査（事故後4か月間の外部被ばく線量の推計、甲状腺検査、健康診査等）を継続的に実施するとともに、県民健康管理調査を受けやすい環境の整備等を支援するため、定期的な調査の案内の実施、説明会の開催などによる周知活動の拡充や簡略化した問診票の作成などによる調査の簡素化などを実施する。
- ③ 避難生活が長引いたことによる、日常生活の変化による心理ストレスやこれに起因した健康問題の対策など健康管理のための対策を講じる。また、帰還後の住民の方々が健康診断を受けやすい環境の整備等を支援する。さらに、子供の心のケアの充実を

図るため、学校等へのスクールカウンセラーの派遣等を推進するとともに、遊具の設置などによる健康増進等を支援する。

- ④ 放射線による健康不安等に向き合うために、健康管理の結果の確認のみならず、低線量被ばくによる健康影響に係る調査研究を進め、科学的知見を集積する。

#### (4) 住民にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーション

- ① 最先端の科学的知見やこれまでの経験を踏まえた説明方法等に基づき、放射線被ばくによる健康影響等の考え方などの基礎的な情報をまとめた基礎的な資料を作成し、放射線の健康影響への不安に向かい合ったリスクコミュニケーションを推進する。また、当該資料については、常に、最先端の知見や住民の方々の新たな懸念・不安に応えるため、適宜更新を図る。
- ② リスクコミュニケーションとして、地元の意向を踏まえ、健康不安に向き合うためのモデル的な住民参加型プログラム等を実施する。また、地元の意向を踏まえ、例えば、講師派遣による講演会、健康相談などの地元自治体等の取組を支援する。その際、リスクコミュニケーションを行う上では、放射線による健康影響に関する考え方が住民の方々それぞれによって異なるという前提に立ち、少人数の説明会などを重視して、科学的事実をただ伝達するのではなく、個々人の懸念・不安にきめ細かに対応する。
- ③ 個々人の懸念・不安にきめ細かに対応するため、放射線による健康影響に関する科学的な情報を伝達する人材について、引き続き放射線による健康影響に関する最新の国際的・科学的な情報に関する研修の実施等により育成を行うとともに、リスクコミュニケーションを行う者による定期的な意見交換会を通して、適切なリスクコミュニケーションの取組姿勢や効果的手法等について情報交換を行う。
- ④ また、日常から住民の方々と接する機会が比較的多く、健康不安等に関する相談を受けている、地域に密着した保健医療福祉関係者によるリスクコミュニケーションは有効であると考えられるため、当該者によるリスクコミュニケーション活動の充実のための支援を行う。

「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえた  
具体的な国の取組に係る予算<sup>13</sup>一覧

2. 「帰還の選択をする住民を総合的に支援する仕組の構築」について

(1) 帰還の選択をする住民を身近で支える相談員の配置

- ・福島再生加速化交付金（相談員育成・配置事業）【内閣府／復興庁】

(2) 相談員の活動を支援する拠点の整備

- ・放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業【環境省】

3. 「住民の帰還の選択を支援する個々の対策とその実施の際に考慮すべき課題」について

(1) 個人線量の把握・管理

- ・福島再生加速化交付金（個人線量管理・線量低減活動支援事業）【内閣府】
- ・避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業【原子力規制庁】
- ・住民の個人被ばく線量把握事業【環境省】
- ・県民健康管理調査（県民健康管理基金）【環境省】
- ・放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業【環境省】（再掲）

(2) 被ばく低減対策

- ・避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業【原子力規制庁】（再掲）
- ・原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金【原子力規制庁】
- ・放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費【原子力規制庁】
- ・福島再生加速化交付金（個人線量管理・線量低減活動支援事業）【内閣府】（再掲）
- ・放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施【環境省】
- ・独立行政法人国立環境研究所運営費【環境省】
- ・福島再生加速化交付金（生活環境向上支援事業）【復興庁】
- ・食品中の放射性物質に係るモニタリング検査計画策定推進経費【厚生労働省】
- ・放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策【農林水産省】
- ・放射性物質影響調査推進事業【農林水産省】
- ・学校給食安心対策事業【文部科学省】
- ・地方消費者行政活性化事業（地方消費者行政活性化基金）【消費者庁】
- ・放射性物質検査機器貸与事業【消費者庁】
- ・児童福祉施設等での給食検査（安心こども基金）【厚生労働省】

---

<sup>13</sup> 平成 25 年度補正予算までに措置された事業のほか、平成 26 年度予算編成において要求中のものを含む。



### (3) 健康不安対策

- ・ 県民健康管理調査（県民健康管理基金）【環境省】（再掲）
- ・ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（被災地健康支援事業）【厚生労働省】
- ・ 被災者の心のケア支援事業【厚生労働省】
- ・ 健康診査や健康相談の機会を通じた生活習慣病対策【厚生労働省】
- ・ がん検診の受診率向上の推進【厚生労働省】
- ・ 東日本大震災復旧・復興に係る特定健康診査に必要な経費【厚生労働省】
- ・ ふくしまっ子体験活動応援補助事業（原子力被害応急対策基金）【内閣府】
- ・ 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業【文部科学省】
- ・ 福島再生加速化交付金（個人線量管理・線量低減活動支援事業）【内閣府】（再掲）
- ・ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業【文部科学省】
- ・ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業（安心こども基金）【厚生労働省】
- ・ 遊具の設置や子育てイベントの開催（安心こども基金）【厚生労働省】
- ・ 低線量被ばくによる健康影響に係る調査研究【原子力規制庁】
- ・ 独立行政法人放射線医学総合研究所運営費【文部科学省】

### (4) 住民にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーション

- ・ 個人線量に基づく放射線健康不安対策事業【環境省】
- ・ 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション【消費者庁】
- ・ 放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業【環境省】（再掲）
- ・ 県民健康管理調査支援のための人材育成事業【環境省】
- ・ 食品安全に関するリスクコミュニケーション事業【厚生労働省】
- ・ リスクコミュニケーション実施経費【内閣府食品安全委員会】
- ・ 地方消費者行政活性化事業（地方消費者行政活性化基金）【消費者庁】（再掲）
- ・ 放射線による健康影響等に関する資料作成及び保健医療関係者等に対する研修会の講師育成事業【環境省】
- ・ 放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業及び住民参加型プログラムの開発【環境省】
- ・ 独立行政法人放射線医学総合研究所運営費【文部科学省】（再掲）
- ・ 独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費【文部科学省】
- ・ 新教育課程説明会等【文部科学省】
- ・ 学校教育における放射線に関する教育の支援【文部科学省】
- ・ 政府広報の実施【内閣府】
- ・ 個別相談受付体制整備事業【原子力規制庁】

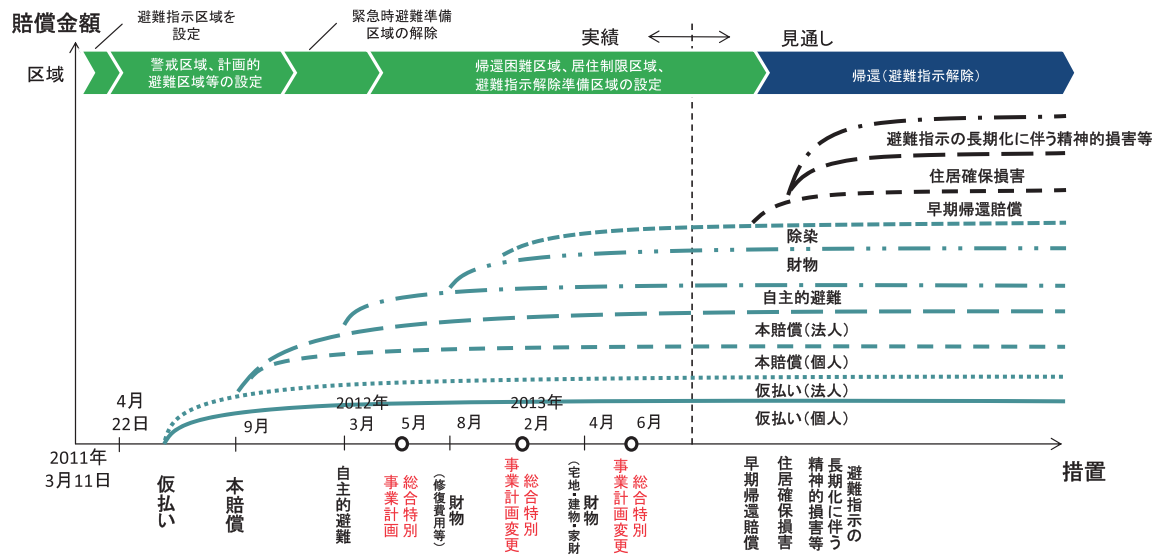




## **（２）迅速かつ適切な賠償に向けた取り組み**

## 原子力損害の状況

- これまで東電は、紛争審査会が策定した中間指針の追補に対応して、体制整備や賠償方針・対象の見直し等を行ってきた。
- 今回の中間指針第四次追補の策定(2013.12)等に従い、今後さらなる賠償項目の追加を行う。



## 要賠償額の見通し

- 中間指針第四次追補において、住居の確保や避難指示の長期化に伴う精神的損害等に係る賠償の指針が示され、迅速かつ適切な賠償の実現に向けた新たな対応が必要に。
- これらを踏まえ、賠償見積額を見直した結果、要賠償額の見通しは4兆9,088億円に増加。

### 【要賠償額の見通しの増加】

特別事業計画  
(2013/6/25改定)  
3兆9,093億円

+9,995億円

新・総合特別事業計画  
4兆9,088億円

### 状況変化を踏まえた前提等の見直し

#### ①財物賠償の強化

- ・ 田畑等に係る財物価値の喪失又は減少

#### ②中間指針第四次追補の策定に伴う賠償の強化

- ・ 住居確保損害
- ・ 長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等
- ・ 避難指示解除後の「相当期間」分の精神的損害等

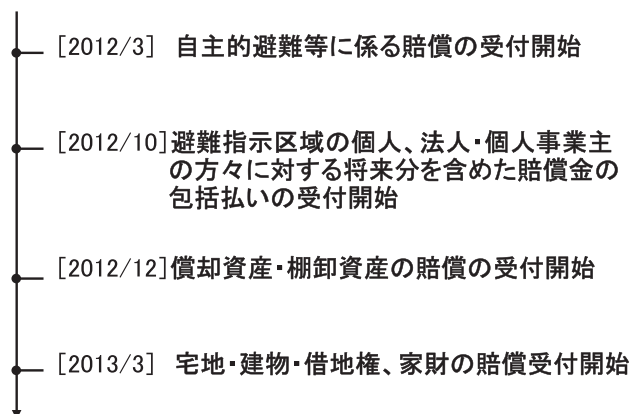
#### ③その他

- ・ 風評被害の見積期間の延長や間接損害の実績額計上に伴う増 等

## 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策(「3つの誓い」) ①

- 「5つのお約束」に則り、支払・紛争解決手続きの迅速化、請求のご負担軽減、被害者の方々のご事情を斟酌した対応など、「親身・親切的な賠償」を徹底・加速。

## 【本賠償受付開始以降の主な取り組み】



## 【2013年11月末までの実績】

- 請求書受付数(延べ件数): 約204万件  
(個人:52万件、法人・個人事業主等:22万件、自主的避難:130万件)
- 仮払補償金をお支払いした方の本賠償請求受領率: 96%
- 仮払補償金と本賠償の合計支払額: 3兆1,687億円
- 必要書類の確認日数:  
個人:平均15日、法人:平均13日

## 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策(「3つの誓い」) ②

- 被害者の方々に早期に生活再建の第一歩を踏み出していただくために、これまでの「5つのお約束」を包含した、より明確な意思表示として、以下の「3つの誓い」を新たに掲げ、これまでの取り組みにとどまらず、各種取り組みを全社を挙げて実施。

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| i)最後の一人まで賠償貫徹      | ● 消滅時効特例法の趣旨を踏まえるとともに、最後の一人が新しい生活を迎えることが出来るまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹                                                                                                                                                                                                             |
| ii)迅速かつきめ細やかな賠償の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ご請求手続きが煩雑な事項の運用等を見直し、賠償金の早期お支払いをさらに加速(財物賠償の現地評価等)</li> <li>● 被害者の方々や各自治体等に、賠償の進捗状況や今後の見通しについて機構とも連携し積極的に情報をお知らせ(生活再建や事業再開検討の参考にしていただく)</li> <li>● 戸別訪問等により、請求書の作成や証憑類の提出を積極的にお手伝い</li> </ul>                                      |
| iii)和解仲介案の尊重       | ● 紛争審査会の指針の考え方を踏まえ、紛争審査会の下で和解仲介手続きを実施する機関である原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化に引き続き取り組む                                                                                                                                                                          |
| その他                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難指示の解除後早期に帰還される方に、生活上のご不便さに伴う追加賠償を実施</li> <li>● 帰還後の事業再開に係る追加的費用等の賠償基準を明確化</li> <li>● 飲料水の安全確保に国と一体となって取り組み(セシウムが検出された水源を利用されている方に、井戸の掘削やフィルターの設置等の費用を賠償)</li> <li>● 放射性物質汚染対処特措法施行前に実施した除染作業に係る費用等について、早急に賠償基準を検討・策定</li> </ul> |

## 「中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」の概要

避難区域について、賠償すべき損害として、中間指針及び中間指針第二次追補に加え以下を明示。

### 1. 精神的損害

長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害を賠償する

対象：帰還困難区域（除染・インフラ復旧計画がない等、避難指示解除の見通しが無い区域）  
ただし、原発が立地し、町の中核的機能が帰還困難区域にある大熊町・双葉町については町全域

内容：一人1,000万円（一括払い。生活費の増加費用を含まない。）  
避難区域の見直しが平成24年6月の場合は、追加賠償額は700万円

※対象者以外（居住制限区域及び避難指示解除準備区域）については、事故後6年間経過後も引き続き1人月額10万円

### 2. 住居確保に係る損害

移住等に伴い新たな住居を取得するためや、帰還に伴い元の住宅の大規模修繕や建替えをするために、事故前の財物価値（既に東京電力が賠償中）を超えて負担した必要かつ合理的な費用を賠償する。

#### ①上記1.の対象者

住宅：元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%を賠償  
（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償）

宅地：新たに取得した土地の価格<sup>(注)</sup>と従前の土地の価格の差額を賠償

(注) 福島県の平均宅地面積400㎡、福島県内の主要な避難先（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市、南相馬市）の平均宅地面積250㎡、単価38,000円/㎡を基準とする。

#### ②移住することが合理的と認められる者（居住制限区域及び避難指示解除準備区域）

住宅：元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%を賠償  
（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償）

宅地：①の75%を賠償（元の土地の価値を考慮）

※①②の賠償を受けた後、新たな住居に転居した時点で、避難費用の賠償は終了。

#### ③帰還する者

住宅：元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%まで（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割まで）を上限として、実際に負担した修繕・建替え費用（建替えの場合、元の住宅の解体に要した費用も賠償）

※従前の住居が借家であった者が新たに借家への入居が必要となった場合には、一時金(礼金等)に加え、新たな借家の家賃<sup>(注)</sup>と従前の家賃の差額の8年分を賠償

(注) 元の借家面積に応じた平均的な家賃を上限とする。

### 3. 避難指示解除後の「相当期間」

避難指示解除後、精神的損害及び避難費用が賠償の対象となる「相当期間」は、1年間を当面の目安とする。（ただし、一定の医療・介護が必要な場合や、子供の通学先の学校の状況等、特段の事情がある場合を除く。）